

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年11月11日 |
| 【中間会計期間】 | 第40期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
| 【会社名】 | ソフトバンク株式会社 |
| 【英訳名】 | SoftBank Corp. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区海岸一丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6889-2000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部 本部長 小野口 亘 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区海岸一丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6889-2000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理本部 本部長 小野口 亘 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第39期 中間連結会計期間 | 第40期 中間連結会計期間 | 第39期 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 | 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日 | 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 3,152,079 | 3,400,835 | 6,544,349 |
| 営業利益 (百万円) | 585,889 | 628,894 | 989,016 |
| 税引前利益 (百万円) | 525,641 | 573,961 | 880,057 |
| 親会社の所有者に帰属する 純利益 (百万円) | 323,857 | 348,755 | 526,133 |
| 親会社の所有者に帰属する 包括利益 (百万円) | 312,083 | 361,290 | 524,159 |
| 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) | 2,519,574 | 2,909,070 | 2,743,630 |
| 資産合計 (百万円) | 15,469,392 | 17,579,167 | 16,102,195 |
| 親会社の所有者に帰属する 基本的1株当たり純利益 (円) | 6.83 | 7.22 | 10.99 |
| 親会社の所有者に帰属する 希薄化後1株当たり純利益 (円) | 6.72 | 7.13 | 10.84 |
| 親会社所有者帰属持分比率 (%) | 16.3 | 16.5 | 17.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 708,953 | 574,540 | 1,367,871 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 502,558 | 600,463 | 995,183 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 566,782 | 112,305 | 956,429 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 1,660,618 | 1,530,663 | 1,435,525 |

(注) 1 当社は要約中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。

2 主要な経営指標は、国際会計基準(以下「IFRS」)により作成された要約中間連結財務諸表および連結財務諸表に基づいています。

3 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益」および「親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。

4 社債型種類株式の配当金は1株当たりの利益の算定において控除しています。

2 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当中間連結会計期間において、ソフトバンク株式会社(以下「当社」)および当社の子会社(以下「当社グループ」)において営まれている事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、以下の通りです。

(メディア・EC事業、ファイナンス事業)

2025年3月期までメディア・EC事業に含まれていたPayPay銀行㈱は、当中間連結会計期間よりファイナンス事業に含まれます。

事業系統図は次の通りです。(2025年9月30日現在)



(注1) AIとは、Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のことです。

(注2) IoTとは、Internet of Thingsの略称で、モノがインターネット経由で通信することです。

(注3) SDCVとは、Software-Defined Connected Vehicleの略称で、主にインターネットに接続されたソフトウェアを通じて機能を更新することができる車両のことです。Cubic Telecom Ltd.のIoTプラットフォームは、製造時に車両に組み込まれるため、自動車メーカーはソフトウェア定義型の技術を活用することができます。

(注4) FinTechとは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報通信技術を結び付けたさまざまな革新的なサービスのことです。

(注5) LINEヤフー㈱は、子会社を通じて、2025年6月に持分法適用会社であったLINE Bank Taiwan Limitedに対して増資を行いました。その結果、LINEヤフー㈱はLINE Bank Taiwan Limitedに対する支配を獲得し、同社を子会社化しました。

(注6) 2025年10月1日付でdeley㈱はクラシル㈱へ商号変更しています。

(注7) LINEヤフー㈱は、子会社を通じて、2025年9月に持分法適用会社であったLINE MAN CORPORATION PTE. LTD.に対して株式取得等を行いました。その結果、LINEヤフー㈱はLINE MAN CORPORATION PTE. LTD.に対する支配を獲得し、同社の子会社であるDECACORN CO., LTD.およびLINE MAN (THAILAND) COMPANY LIMITEDも子会社となりました。

(注8) 2025年4月にPayPay㈱がPayPay銀行㈱を子会社化したことに伴い、2026年3月期より「メディア・EC事業」に区分されていたPayPay銀行㈱を「ファイナンス事業」に移管しました。

(2) 事業に係る法的規制

当社グループのうち、国内において電気通信サービスを提供する会社は電気通信事業に係る登録電気通信事業者および認定電気通信事業者であるため、電気通信事業を行うにあたり、電気通信事業法に基づく法的規制事項があります。また、無線局に係る電気通信設備の設置にあたっては、電波法に基づく免許等を受ける必要があります。当中間連結会計期間において、電波法が改正され、下記に示す重要な変更がありました。以下、変更がない箇所については、記載を省略しています。

a. 電気通信事業法

- (a) 登録電気通信事業に係る規制
省略
- (b) 認定電気通信事業に係る規制
省略
- (c) 電気通信事業者の禁止行為
省略
- (d) 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為
省略
- (e) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に係る規制
省略

b. 電波法

- . 無線局の開設(第4条)
省略
- . 欠格事由(第5条第3項)
次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
 - () 電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - () 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - () 特定基地局の開設計画に係る認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - () 特定高周波数無線局の開設に係る認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - () 無線局の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- . 免許の申請(第6条)
() 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 開設を必要とする理由
 - (3) 通信の相手方および通信事項
 - (4) 無線設備の設置場所
 - (5) 電波の型式ならびに希望する周波数の範囲および空中線電力
 - (6) 希望する運用許容時間
 - (7) 無線設備の工事設計および工事落成の予定期日
 - (8) 運用開始の予定期日
 - (9) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- () 次に掲げる無線局であって総務大臣が公示する周波数(第五号に掲げる無線局にあっては、六千メガヘルツを超えるものに限る。)を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。(第6条第8項)
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(1または2以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)。
 - (2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上等(陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。)に開設する移動しない無線局であって、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの。
 - (3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局。

(4) 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）（第6条第8項第5号）

- . 免許の有効期間(第13条)
 - 省略
- . 変更等の許可(第17条)
 - 省略
- . 免許の承継(第20条)
 - 省略
- . 無線局の廃止(第22条)
 - 省略
- . 検査等事業者の登録(第24条の2)
 - 省略
- . 登録の取消し等(第24条の10)
 - 省略
- . 特定基地局の開設指針(第27条の12)
 - 省略
- . 開設指針の制定の申出(第27条の13)
 - 省略
- . 開設計画の認定(第27条の14)
 - 省略
- x . 認定の取消し等(第27条の16)
 - () 総務大臣は、認定特定基地局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者が電気通信事業法第14条第1項の規定により同法第9条の登録を取り消されたとき。
 - () 総務大臣は、認定特定基地局開設者が次に該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画にしたがって開設せず、または認定計画に係る既に開設されている特定基地局であって、その無線設備に電波の有効利用に資すると認められる機能を付与した基地局を当該認定計画に従って運用していないと認めるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。
 - (3) 不正な手段により開設計画の認定を受け、または周波数指定の変更を行わせたとき。
 - (4) 認定特定基地局開設者が電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。
 - (5) 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者が次のいずれかに該当するとき。
 - a . 電気通信事業法第12条第1項の規定により同法第9条の登録を拒否されたとき
 - b . 電気通信事業法第12条の2第1項の規定により同法第9条の登録がその効力を失ったとき
 - c . 電気通信事業法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により同法第13条第1項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）
 - x . 特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針(第27条20の2)
 - () 総務大臣は、特定高周波数無線局について次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針（以下「価額競争実施指針」という。）を定めることができる。
 - x . 価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等(第27条20の3)
 - () 特定高周波数無線局の開設の認定を受けるため価額競争に参加しようとする者は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあっては、その代表者の氏名

- (2) 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲
- (3) 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域
- (4) その他総務省令で定める事項

() 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

() 総務大臣は、第一項の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- (1) その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。
- (2) その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。

() 総務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をした者に通知しなければならない。

- (1) その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認める場合 価額競争に参加することができる旨
- (2) その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認める場合 価額競争に参加することができない旨及びその理由

() 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、価額競争実施指針の定めるところにより、保証金を提供しなければならない。ただし、価額競争実施指針において保証金の提供を要しないこととした場合は、この限りでない。

() 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者（同項ただし書に規定する場合にあっては、第四項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者）を参加者として、価額競争実施指針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならない。

() 総務大臣は、前項の規定により実施した価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする

() 前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（前条第二項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定高周波数無線局に係る前項の認定にあっては、二十年）を超えない範囲内において総務省令で定める。

() 総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定により指定した周波数及び周波数の使用区域（以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波数」及び「指定区域」という。）その他総務省令で定める事項を公示するものとする

() 第七項の認定を受けた者（以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。）は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を現金をもつて国に納付しなければならない。

() 認定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げる事項に変更（同号に掲げる事項の変更であって、総務省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

() 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定周波数又は指定区域の変更を申請することができる。

- (1) 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなったとき。
- (2) 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特に必要があるとき。

(x) 総務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため相当であると認めるときは、指定周波数又は指定区域を変更することができる。この場合においては、第九項の規定を準用する。

x . 特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等(第27条20の4)

() 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その前条第七項の認定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を納付していないとき。
- (2) 第二十七条の二十の二第二項第五号に規定する開設の期限までに特定高周波数無線局を開設しないとき
- (3) 第二十七条の二十の二第二項第六号の条件に違反したと認めるとき。

- (4) 不正な手段により認定特定高周波数無線局開設の認定を受け、又は第二十七条の二十の三第十三項の規定による指定周波数若しくは指定区域の変更を行わせたとき。
- (5) 認定特定高周波数無線局開設者が電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないとき。

. 無線局の免許の取消し等(第75条)
省略

(注) 上記の内容は提出日現在における電気通信事業法及び電波法に基づき記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間における経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況に関する認識および分析・検討内容は次の通りです。文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 連結経営成績の状況

a. 事業全体およびセグメント情報に記載された区分ごとの状況

(a) 事業全体の状況

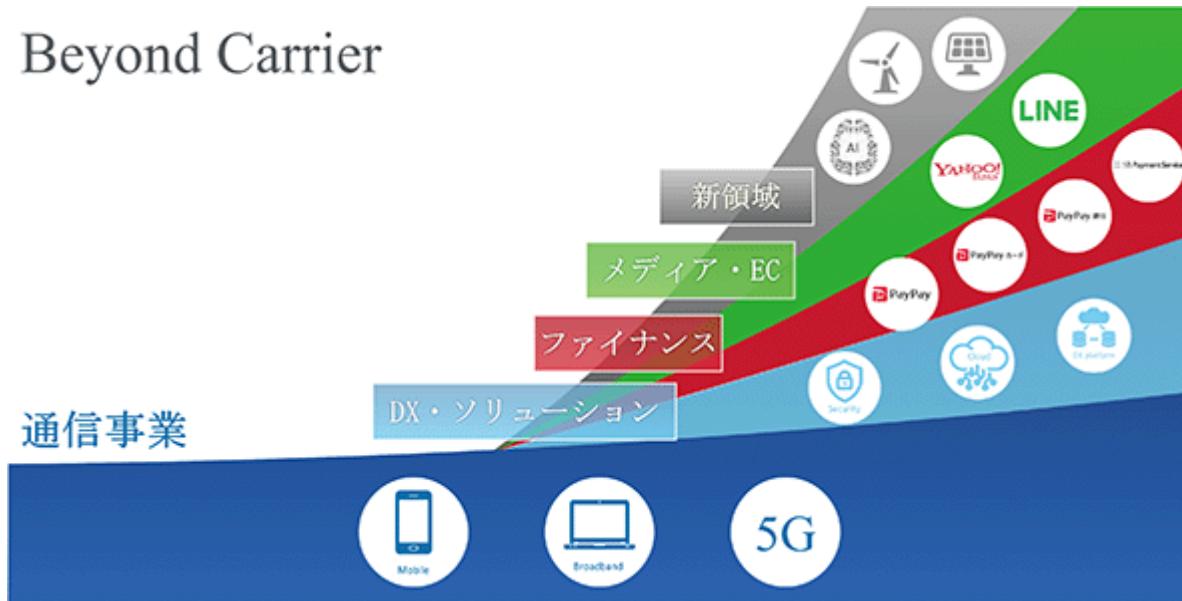
. 経営環境と当社グループの取り組み

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業を展開しています。そして、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンを掲げ企業価値の最大化に取り組んでいます。このため、取り組むべき6つのマテリアリティ(重要課題)(注1)を特定し、事業を通じてさまざまな社会課題の解決に貢献しています。

当中間連結会計期間における国内景気は、物価高や人手不足感の継続、金利上昇といった要因がある中でも、足元では比較的堅調に推移しました。一方で、海外景気の減速や米国の関税引き上げなどを背景に、先行き不透明感が強まっています。こうした中、社会全体でテレワークやオンラインショッピング、非接触型決済の利用が拡大しており、深刻化する人手不足への対応として、企業や行政のデジタル化が進展しています。デジタル化は、生産性の向上やイノベーションの創出を促進し、今後の日本社会を変革する原動力となっています。さらに、文章・画像・プログラムコードなど多様なコンテンツを生成する生成AIが社会に広く浸透し、変革のスピードは一層加速しています。このような環境下、情報・テクノロジー領域でさまざまな事業を展開する当社グループの役割は、ますます重要性を増しています。

当社は2023年5月、3カ年の中期経営計画とともに、長期的に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指すことを発表しました。この長期ビジョンは、AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持ったインフラを構築し、未来の多様なデジタルサービスを支える不可欠な存在となることを企図しています。そして、この長期ビジョンの実現に向け、本中期経営計画においては事業基盤を着実に再構築することを掲げています。具体的には、成長戦略「Beyond Carrier」の推進を通じて通信料の値下げによる影響からの回復に取り組んでいます。そして、中期経営計画の最終年度である当期において、親会社の所有者に帰属する純利益を最高益とすることを目指しています。なお、2023年5月には、当期の親会社の所有者に帰属する純利益の予想を5,350億円と発表していましたが、好調な業績を背景として、2025年5月に5,400億円へと上方修正しました。成長戦略「Beyond Carrier」とは、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超えて、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野へ事業を拡大し、企業価値の最大化を目指すものです。通信事業と他のグループ事業との連携を強化することにより、通信事業の競争力向上を図るとともに、サービス利用者数の拡大やユーザーインゲージメントの向上といったシナジーの創出を推進しています。

Beyond Carrier



<経営環境に関する認識>

当社グループが認識している主な外部環境要因および対応は以下の通りです。

| | |
|------|--|
| 金利上昇 | 当社は長期有利子負債の9割程度について固定金利での借り入れを行っており、直ちに重要な影響はありません。(注2) |
| 為替変動 | 当社の為替エクスポージャーは限定的ですが、よりリスクの低減を図るため、必要に応じて為替予約取引を利用しています。 |

<主な取り組み>

- 当社は2025年8月より、物価高騰に伴う各種費用の上昇をはじめとする昨今の社会情勢を踏まえ、携帯電話およびプロードバンドサービスに関する各種手数料の改定を実施しました。また、同年9月からは、「ワイモバイル」ブランドで「シンプル3 S/M/L」(以下「シンプル3」)の提供を開始しました。「シンプル3」は、多くのユーザーが重視するデータ容量、経済圏サービスのメリット、追加料金不要の海外データ通信などを拡充した新料金プランです。
- 2025年7月、当社は海外市場において、初の米ドル建て無担保普通社債を発行しました。これに先立ち、当社はS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株から「BBB」(注3)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株から「BBB+」の格付けを取得し、いずれも「安定的」の評価を受けています。国内に限定されない資金調達手段を確保することで、為替や世界的な金利動向を踏まえた柔軟な財務戦略を可能とし、調達コストの改善や返済スケジュールの平準化を図ります。

(注1)マテリアリティ(重要課題)の詳細については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.softbank.jp/corp/sustainability/materiality/>

(注2)長期有利子負債は、短期借入金およびIFRS第16号「リース」適用による影響を除いた有利子負債(銀行ローン・社債・リース負債・債権流動化)を指します。固定金利での借り入れは、固定金利および金利スワップ取引等により支払利息の固定化を行った一部の変動金利の借入金を含みます。

(注3)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株のスタンダードアローン評価(当社単独ベースでの信用力評価)はbbb+です。

. 連結経営成績の概況

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6ヶ月間 | | 増減 | 増減率 |
|--------------|----------------|--------|-------|-------|
| | 2024年 | 2025年 | | |
| 売上高 | 31,521 | 34,008 | 2,488 | 7.9% |
| 営業利益 | 5,859 | 6,289 | 430 | 7.3% |
| 税引前利益 | 5,256 | 5,740 | 483 | 9.2% |
| 法人所得税 | 1,319 | 983 | 336 | 25.5% |
| 純利益 | 3,938 | 4,757 | 819 | 20.8% |
| 親会社の所有者 | 3,239 | 3,488 | 249 | 7.7% |
| 非支配持分 | 699 | 1,270 | 570 | 81.5% |
| 調整後EBITDA(注) | 9,364 | 9,659 | 295 | 3.1% |

(注) 調整後EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費(固定資産除却損含む) + 株式報酬費用 ± その他の調整項目。
詳細は「(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標」をご参照ください。

当中間連結会計期間の連結経営成績の概況は、以下の通りです。

() 売上高

当中間連結会計期間の売上高は、前年同期比2,488億円(7.9%)増の34,008億円と過去最高になりました。全報告セグメントで増収となり、ディストリビューション事業は法人向けICT関連商材および継続収入商材の堅調な増加などにより751億円、コンシューマ事業は物販等売上の増加などにより488億円、ファイナンス事業はPayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加などにより371億円、エンタープライズ事業はデジタル化に伴うソリューション需要の増加などにより361億円、メディア・EC事業はコマース売上の増加などにより328億円、それぞれ増収となりました。2026年3月期の連結業績予想に対する進捗率は50.8%と順調に推移しています。

() 営業利益

当中間連結会計期間の営業利益は、前年同期比430億円(7.3%)増の6,289億円と過去最高になりました。全報告セグメントで増益となり、ファイナンス事業が207億円、メディア・EC事業が192億円、エンタープライズ事業が96億円、コンシューマ事業が89億円、ディストリビューション事業が58億円、それぞれ増益となりました。2026年3月期の連結業績予想に対する進捗率は62.9%と順調に推移しています。

() 純利益

当中間連結会計期間の純利益は、前年同期比819億円(20.8%)増の4,757億円と過去最高になりました。これは主として、前述した営業利益の増加、法人所得税の減少、前年同期に計上した持分法適用関連会社を対象とするブットオプションの評価損の影響が消失したことによるものです。法人所得税の減少は、主として、前年同期に計上した関係会社の再編に係る税効果の反動に伴い費用が増加した一方で、PayPay(株)における繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴い、繰延税金資産を追加計上したことで費用が減少したことによるものです。

() 親会社の所有者に帰属する純利益

当中間連結会計期間の親会社の所有者に帰属する純利益は、前年同期比249億円(7.7%)増の3,488億円と過去最高になりました。また、非支配持分に帰属する純利益は、主としてPayPay(株)を含むLINEヤフーグループの純利益が増加したことに伴い、前年同期比570億円(81.5%)増の1,270億円となりました。2026年3月期の連結業績予想に対する進捗率は64.6%と順調に推移しています。

() 調整後EBITDA

当中間連結会計期間の調整後EBITDAは、前年同期比295億円(3.1%)増の9,659億円と過去最高になりました。これは主として、営業利益が増加したことによるものです。

(b) セグメント情報に記載された区分ごとの状況

. コンシューマ事業

<事業概要>

コンシューマ事業では、主として国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、プロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

<業績全般>

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6カ月間 | | 増減 | 増減率 |
|---------------|----------------|--------|-----|------|
| | 2024年 | 2025年 | | |
| 売上高 | 14,269 | 14,757 | 488 | 3.4% |
| 営業費用(注) | 11,049 | 11,448 | 399 | 3.6% |
| うち、減価償却費及び償却費 | 1,865 | 1,844 | 21 | 1.1% |
| セグメント利益 | 3,220 | 3,309 | 89 | 2.7% |

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

売上高の内訳

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6カ月間 | | 増減 | 増減率 |
|---------|----------------|--------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | | |
| サービス売上 | 11,164 | 11,108 | 56 | 0.5% |
| モバイル | 7,888 | 7,984 | 96 | 1.2% |
| プロードバンド | 2,029 | 2,081 | 52 | 2.6% |
| でんき | 1,247 | 1,043 | 204 | 16.4% |
| 物販等売上 | 3,105 | 3,649 | 544 | 17.5% |
| 売上高合計 | 14,269 | 14,757 | 488 | 3.4% |

コンシューマ事業の売上高は、前年同期比488億円(3.4%)増の14,757億円となりました。そのうち、サービス売上は前年同期比56億円(0.5%)減の11,108億円となり、物販等売上は前年同期比544億円(17.5%)増の3,649億円となりました。

サービス売上のうち、モバイルは前年同期比96億円(1.2%)増加しました。これは主として、通信料の平均単価が安定基調にある中、スマートフォン契約数が「ワイモバイル」ブランドを中心に伸びたことによるものです。なお、各四半期連結会計期間のモバイル売上(顧客獲得施策影響を除く)は、2024年3月期第3四半期以降、前年同期比で增收に転じています。

(単位：億円)

| | 2025年3月期 | | | 2026年3月期 | | |
|---------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 |
| モバイル売上 | 3,923 | 3,965 | 3,882 | 3,975 | 3,975 | 4,009 |
| うち、顧客獲得施策影響(注) | - | - | 112 | 20 | - | - |
| モバイル売上(顧客獲得施策影響を除く) | 3,923 | 3,965 | 3,994 | 3,995 | 3,975 | 4,009 |
| 前年同期比 | 76 | 45 | 63 | 64 | 52 | 44 |

(注) 一部の顧客獲得施策はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、モバイル売上から控除しています。

プロードバンドは前年同期比52億円(2.6%)増加しました。これは主として、光回線サービス「SoftBank
光」契約数(注)が増加したことによるものです。

でんきは前年同期比204億円(16.4%)減少しました。これは主として、電力市場での取引が減少したことによ
るもので

るものです。

物販等売上の増加は、主として、携帯端末の平均単価の上昇、および販売数の増加によるものです。
営業費用は11,448億円となり、前年同期比で399億円(3.6%)増加しました。これは主として、でんきの原
価が減少した一方で、スマートフォンなどの仕入原価および販売促進費などが増加したことによるもので
す。

上記の結果、セグメント利益は、前年同期比89億円(2.7%)増の3,309億円となりました。

(注)「SoftBank Air」契約数を含みます。

. エンタープライズ事業

<事業概要>

エンタープライズ事業では、法人のお客さまに対し、モバイル回線や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

<業績全般>

(単位：億円)

| 9月30日に終了した6カ月間 | | | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| 売上高 | 4,458 | 4,820 | 361 | 8.1% |
| 営業費用(注) | 3,514 | 3,779 | 265 | 7.5% |
| うち、減価償却費及び償却費 | 816 | 867 | 51 | 6.2% |
| セグメント利益 | 944 | 1,041 | 96 | 10.2% |

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

売上高の内訳

(単位：億円)

| 9月30日に終了した6カ月間 | | | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| モバイル | 1,561 | 1,678 | 117 | 7.5% |
| 固定 | 849 | 838 | 11 | 1.3% |
| ソリューション等 | 2,049 | 2,304 | 255 | 12.5% |
| 売上高合計 | 4,458 | 4,820 | 361 | 8.1% |

エンタープライズ事業の売上高は、前年同期比361億円(8.1%)増の4,820億円となりました。そのうち、モバイルは前年同期比117億円(7.5%)増の1,678億円、固定は前年同期比11億円(1.3%)減の838億円、ソリューション等は前年同期比255億円(12.5%)増の2,304億円となりました。

モバイル売上の増加は、主として、契約数の増加に伴い通信売上が増加したこと、および端末売上が増加したことによるものです。

固定売上の減少は、主として、電話サービスの契約数が減少したことによるものです。

ソリューション等売上の増加は、企業のデジタル化需要をとらえ、クラウドやセキュリティソリューションなどの売上が増加したことによるものです。

営業費用は3,779億円となり、前年同期比で265億円(7.5%)増加しました。これは主として、上記ソリューション等売上の増加に伴い原価が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前年同期比96億円(10.2%)増の1,041億円となりました。

. ディストリビューション事業

<事業概要>

ディストリビューション事業は、変化する市場環境を迅速にとらえた最先端のプロダクトやサービスを提供しています。法人のお客さま向けには、クラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材を提供しています。個人のお客さま向けには、メーカーあるいはディストリビューターとして、ソフトウェアやモバイルアクセサリー、IoTプロダクト等、多岐にわたる商品の企画・提供を行っています。

<業績全般>

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6カ月間 | | | |
|---------------|----------------|-------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| 売上高 | 4,307 | 5,058 | 751 | 17.4% |
| 営業費用(注) | 4,145 | 4,838 | 694 | 16.7% |
| うち、減価償却費及び償却費 | 22 | 20 | 2 | 9.6% |
| セグメント利益 | 162 | 220 | 58 | 35.5% |

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

ディストリビューション事業の売上高は、前年同期比751億円(17.4%)増の5,058億円となりました。これは主として、法人向けのICT関連の商材や注力しているクラウドやSaaSなどの継続収入商材の堅調な伸長、およびGIGAスクール構想第2期やサポートが終了するWindows10からの移行に伴うPC売上の増加によるものです。

営業費用は4,838億円となり、前年同期比で694億円(16.7%)増加しました。これは主として、売上高の増加に伴い売上原価が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前年同期比58億円(35.5%)増の220億円となりました。

. メディア・EC事業

<事業概要>

メディア・EC事業は、メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。メディア領域においては、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービス、コマース領域においては「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo!オークション」などのリユースサービス、戦略領域においては、メディア・コマースに次ぐ新たな収益の柱となるよう取り組んでいるFinTechサービス等の提供を行っています。

<業績全般>

(単位：億円)

| 9月30日に終了した6ヶ月間 | | | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| 売上高 | 7,900 | 8,228 | 328 | 4.2% |
| 営業費用(注1) | 6,418 | 6,553 | 135 | 2.1% |
| うち、減価償却費及び償却費 | 791 | 822 | 31 | 4.0% |
| セグメント利益 | 1,483 | 1,675 | 192 | 13.0% |

(注) 2025年6月30日に終了した3ヶ月間より、「メディア・EC事業」に区分されていたPayPay銀行株を「ファイナンス事業」に移管しました。これに伴い、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の数値を遡及修正しています。

(注1) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

売上高の内訳

(単位：億円)

| 9月30日に終了した6ヶ月間 | | | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| メディア | 3,532 | 3,541 | 9 | 0.3% |
| コマース | 4,097 | 4,315 | 218 | 5.3% |
| 戦略 | 244 | 325 | 81 | 33.3% |
| その他 | 27 | 47 | 20 | 71.8% |
| 売上高合計 | 7,900 | 8,228 | 328 | 4.2% |

(注) 2024年12月31日に終了した3ヶ月間において、LINEヤフーグループでは事業の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。また、2025年6月30日に終了した3ヶ月間より、LINEヤフーグループにおける事業の管理区分の見直しに加え、「メディア・EC事業」に区分されていたPayPay銀行株を「ファイナンス事業」に移管しました。これらに伴い、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の「メディア・EC事業」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

メディア・EC事業の売上高は、前年同期比328億円(4.2%)増の8,228億円となりました。そのうち、メディアは前年同期比9億円(0.3%)増の3,541億円、コマースは前年同期比218億円(5.3%)増の4,315億円、戦略は前年同期比81億円(33.3%)増の325億円、その他は前年同期比20億円(71.8%)増の47億円となりました。

メディア売上の増加は、主として、検索広告が減収した一方で、アカウント広告が増収したことによるものです。

コマース売上の増加は、主として、アスクルグループ(アスクル株および子会社)やZOZOグループ(株)ZOZOおよび子会社)における取扱高が増加したこと、BEENOS株を子会社化したこと、およびトラベル・飲食予約などを扱うサービスEC事業が好調に推移したことによるものです。

戦略売上の増加は、主として、LINE Bank Taiwan Limitedを子会社化したこと、およびFinTech領域の売上が増加したことによるものです。

営業費用は6,553億円となり、前年同期比で135億円(2.1%)増加しました。これは主として、LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.およびLINE Bank Taiwan Limitedの子会社化に伴う企業結合に伴う再測定による利益を計上した一方で、前年同期にIPX Corporation、LINE NEXT Corporation、バリューコマース株のそれぞれにつき計上した子会社の支配喪失に伴う利益の剥落、販売促進費の増加、BEENOS株およびLINE Bank Taiwan Limitedを子会社化したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は前年同期比192億円(13.0%)増の1,675億円となりました。

. ファイナンス事業

<事業概要>

ファイナンス事業では、QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、銀行や資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービスなどを提供しています。

<業績全般>

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6ヶ月間 | | | |
|---------------|----------------|-------|-----|--------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 | 増減率 |
| 売上高 | 1,526 | 1,897 | 371 | 24.3% |
| 営業費用(注1) | 1,348 | 1,512 | 164 | 12.2% |
| うち、減価償却費及び償却費 | 136 | 156 | 21 | 15.2% |
| セグメント利益 | 178 | 385 | 207 | 116.2% |

(注) 2025年6月30日に終了した3ヶ月間より、「メディア・EC事業」に区分されていたPayPay銀行(株)を「ファイナンス事業」に移管しました。これに伴い、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の数値を遡及修正しています。

(注1) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

ファイナンス事業の売上高は、前年同期比371億円(24.3%)増の1,897億円となりました。これは主として、PayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高が増加したことによるものです。

営業費用は1,512億円となり、前年同期比で164億円(12.2%)増加しました。これは主として、前述の通りPayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加により、ポイント還元などに係る販売促進費が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前年同期比207億円(116.2%)増の385億円となりました。

(2) 連結財政状態の状況

| | (単位: 億円) | | | |
|-------|----------------|----------------|--------|-------|
| | 2025年 3月31日 | 2025年 9月30日 | 増減 | 増減率 |
| 流動資産 | 48,587 | 53,085 | 4,499 | 9.3% |
| 非流動資産 | 112,435 | 122,707 | 10,271 | 9.1% |
| 資産合計 | 161,022 | 175,792 | 14,770 | 9.2% |
| 流動負債 | 68,352 | 78,374 | 10,022 | 14.7% |
| 非流動負債 | 50,016 | 52,642 | 2,625 | 5.2% |
| 負債合計 | 118,368 | 131,016 | 12,648 | 10.7% |
| 資本合計 | 42,654 | 44,776 | 2,122 | 5.0% |

| | (単位: 億円) | | |
|-----------------------------------|----------------|-------|-----|
| | 9月30日に終了した6ヶ月間 | | |
| | 2024年 | 2025年 | 増減 |
| 設備投資(注1) | 3,596 | 3,588 | 7 |
| うち、コンシューマ事業およびエンタープライズ事業の設備投資(注2) | 1,374 | 1,556 | 182 |

(注1) 設備投資は検収ベースでの記載です。

(注2) コンシューマ事業およびエンタープライズ事業の設備投資は、レンタル端末への投資額、他事業者との共用設備投資(他事業者負担額)およびIFRS第16号「リース」適用による影響は除きます。

(資産)

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末から14,770億円(9.2%)増加し、175,792億円となりました。これは主として、その他の金融資産の増加6,570億円、銀行事業の有価証券の増加1,970億円、営業債権及びその他の債権の増加1,663億円、のれんの増加1,358億円、現金及び現金同等物の増加951億円があったことによるものです。その他の金融資産の増加は、主として、LINE Bank Taiwan Limitedを子会社化したことによるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末から12,648億円(10.7%)増加し、131,016億円となりました。これは主として、銀行事業の預金の増加5,986億円、有利子負債の増加5,061億円があったことによるものです。銀行事業の預金の増加は、主として、LINE Bank Taiwan Limitedを子会社化したことによるものです。有利子負債の増加は、米ドル建て無担保普通社債の発行や債権流動化等の各種の資金調達を実施したことによるものです。

(資本)

当中間連結会計期間末の資本合計は、前連結会計年度末から2,122億円(5.0%)増加し、44,776億円となりました。親会社の所有者に帰属する持分は1,654億円の増加、非支配持分は468億円の増加となりました。親会社の所有者に帰属する持分の増加は、主として、剰余金の配当による減少2,092億円があった一方で、当中間連結会計期間の純利益の計上による増加3,488億円、新株予約権の権利行使に伴う新株発行による増加231億円があったことによるものです。

(設備投資)

当中間連結会計期間の設備投資は、前年同期比7億円減の3,588億円となりました。これは主として、データセンターに係る賃貸借契約の締結に伴い使用権資産が増加したこと、およびレンタル端末への投資額が増加した一方で、LINEヤフーグループの設備投資が減少したことによるものです。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

| | 9月30日に終了した6ヶ月間 | | |
|---|----------------|--------|-------|
| | 2024年 | 2025年 | 増減 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 7,090 | 5,745 | 1,344 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 5,026 | 6,005 | 979 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 5,668 | 1,123 | 6,791 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 16,606 | 15,307 | 1,300 |
| フリー・キャッシュ・フロー(注1) | 2,064 | 259 | 2,323 |
| 調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)(注1、2) | 3,065 | 3,495 | 430 |
| プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー(注1、3) | 3,552 | 3,601 | 49 |

(注1) フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、プライマリー・フリー・キャッシュ・フローの算定方法は、「(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標」をご参照ください。

(注2) 調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)=フリー・キャッシュ・フロー+(割賦債権の流動化による調達額-同返済額)+Aホールディングス株からの受取配当-PayPay株への出資+PayPay証券株式の売却収入-LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フローなど。なお、LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス株、LINEヤフー株および子会社(LINEヤフーグループ)、Bホールディングス株、PayPay株、PayPayカード株、PayPay銀行株、PayPay証券株などを含みます。

(注3) プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)に、長期性の成長投資として支出した金額を足し戻した指標です。なお、長期性の成長投資はAI計算基盤・AIデータセンター関連投資を含みます。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは5,745億円の収入となり、前年同期比では1,344億円の収入の減少となりました。これは主として、EBITDAや銀行事業の預金が増加した一方で、営業債権・債務・棚卸資産等の必要運転資本が増加し、さらに法人所得税の還付が減少したことなどによるものです。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは6,005億円の支出となり、前年同期比では979億円の支出の増加となりました。これは主として、有形固定資産及び無形資産の取得による支出が減少した一方、銀行事業の有価証券の取得による支出や子会社の支配獲得による支出が増加したことによるものです。

なお、この投資活動によるキャッシュ・フローには、長期性の成長投資に係る支出106億円が含まれています。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは1,123億円の収入となりました。これは、銀行借入・リース・社債(米ドル建て無担保普通社債等)・債権流動化などの資金調達による収入が14,204億円あった一方で、借入金の約定弁済・配当金支払などの支出が13,081億円あったことによるものです。

d. 現金及び現金同等物の期末残高

a.~c.ほかの結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同期比1,300億円減の15,307億円となりました。

e. プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のプライマリー・フリー・キャッシュ・フローは3,601億円の収入となり、前年同期比では49億円の収入の増加となりました。

指標の詳細は「(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標」の「b. フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、およびプライマリー・フリー・キャッシュ・フロー」をご覧ください。

(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標

当社グループは、IFRSで定義されていないか、IFRSに基づき認識されない財務指標を使用しています。経営者は、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上で重要な指標として用いることを目的として、当該指標を使用しています。当該指標はIFRSでは定義されていないため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。そのため、比較可能性を担保する観点から、その有用性を制限しています。

a. 調整後EBITDA

調整後EBITDAは、営業利益に「減価償却費及び償却費（固定資産除却損を含む）」、「株式報酬費用」および通常の事業活動では発生しない費用・収益である「その他の調整項目」を加減算したものです。「その他の調整項目」には、要約中間連結損益計算書に記載されている「その他の営業収益」および「その他の営業費用」が含まれています。

当社グループは、非現金取引の影響を除いた業績評価のための指標として調整後EBITDAを使用しています。調整後EBITDAは、当社グループの業績をより適切に評価するために有用かつ必要な指標であると考えています。

営業利益と調整後EBITDAの調整は、以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位：億円) 2025年9月30日に 終了した6カ月間 |
|--|-------------------------|------------------------------------|
| 営業利益 | 5,859 | 6,289 |
| (加算)減価償却費及び償却費(注) | 3,742 | 3,871 |
| (加算)株式報酬費用 | 124 | 88 |
| (加算)（は減算）)その他の調整項目： 企業結合に伴う再測定による利益 | - | 589 |
| (加算)（は減算）)その他の調整項目： 子会社の支配喪失に伴う利益 | 390 | - |
| (加算)（は減算）)その他の調整項目： 減損損失 | 29 | - |
| 調整後EBITDA | 9,364 | 9,659 |

(注) 上表の「減価償却費及び償却費」には、「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表(4) 要約中間連結キャッシュ・フロー計算書」に記載されている減価償却費及び償却費(2024年9月30日に終了した6カ月間3,673億円 2025年9月30日に終了した6カ月間3,822億円)に加えて、同計算書に記載されている固定資産除却損(2024年9月30日に終了した6カ月間70億円 2025年9月30日に終了した6カ月間48億円)が含まれています。

b. フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、およびプライマリー・フリー・キャッシュ・フロー

フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加算して計算される指標です。

調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)は、フリー・キャッシュ・フローから端末の割賦債権流動化による資金調達額を加算し、当該返済額を減算するとともに、Aホールディングス(株)からの受取配当を加算し、LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フローを除くなどして計算される指標です。

プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)から中長期的な成長に資するAI計算基盤の構築などの戦略投資を除いた指標であり、主として当社および当社の完全子会社での既存事業における継続的な資金創出能力すなわち債務返済能力や配当金の支払い能力を評価するために有用な指標であると考えています。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書上、割賦債権流動化による資金調達額および返済額は、財務活動によるキャッシュ・フローに含まれています。当社グループでは、割賦債権は営業活動の中で発生するものであることから、当該債権の流動化によるキャッシュ・フローを、営業活動によるキャッシュ・フローに加減算したものが、当社グループの経常的な資金創出能力をより適切に表すと考えています。従って、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)およびプライマリー・フリー・キャッシュ・フローの算出の過程において、割賦債権流動化の資金調達額および返済額をフリー・キャッシュ・フローの調整項目として加減算しています。

フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、プライマリー・フリー・キャッシュ・フローの調整項目および調整額は以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位:億円) |
|---|-------------------------|-------------------------|---------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 7,090 | 5,745 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出)(注1) | 3,468 | 3,037 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出以外)(注2) | 1,558 | 2,967 | |
| フリー・キャッシュ・フロー | 2,064 | 259 | |
| 割賦債権の流動化による影響 | 256 | 1,681 | |
| 割賦債権流動化取引:調達額(注3) | 2,109 | 3,777 | |
| 割賦債権流動化取引:返済額(注3) | 1,852 | 2,097 | |
| LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フローによる影響(注4) | 132 | 1,742 | |
| その他(注5) | 877 | 332 | |
| 調整後フリー・キャッシュ・フロー (LINEヤフーグループ、PayPay等除く) | 3,065 | 3,495 | |
| 長期性の成長投資(注6) | 487 | 106 | |
| プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー | 3,552 | 3,601 | |

(注1) 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出)に関連するキャッシュ・フローは、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産及び無形資産の取得による支出」および「有形固定資産及び無形資産の売却による収入」の純額です。

(注2) 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出以外)に関連するキャッシュ・フローは、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる投資活動によるキャッシュ・フローの「投資の取得による支出」、「投資の売却または償還による収入」、「銀行事業の有価証券の取得による支出」、「銀行事業の有価証券の売却または償還による収入」、「子会社の支配獲得による収支(は支出)」、「子会社の支配喪失による収支(は支出)」および「その他」の純額です。

(注3) 割賦債権流動化取引:調達額および割賦債権流動化取引:返済額に関連するキャッシュ・フローは、主として要約中間連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる財務活動によるキャッシュ・フローの「短期有利子負債の純増減額(は減少額)」、「有利子負債の収入」および「有利子負債の支出」に含まれています。なお、割賦債権流動化取引のうち、短期間で調達および返済を行う取引については純額表示しています。

(注4) LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス(株)、LINEヤフー(株)および子会社(LINEヤフーグループ)、Bホールディングス(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)、PayPay銀行(株)、PayPay証券(株)などを含みます。

(注5) Aホールディングス(株)からの受取配当(2025年3月期第2四半期連結会計期間に同社が実施したLINEヤフー(株)株式の売却に伴う、当社への当該手取金の配当を含みます)、PayPay(株)への出資、およびPayPay証券(株)株式の売却収入などを含みます。

(注6) AI計算基盤・AIデータセンター関連投資を含みます。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、新たに生じた「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、有価証券報告書に記載した「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」についての重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は44,017百万円です。主にAI、HAPS(注)、広告関連サービス等の研究開発活動に係るものです。

(注)HAPS(High Altitude Platform Station)とは、成層圏を長期間飛び続ける無人航空機を通信基地局のように運用し広域エリアに通信サービスを提供するシステムの総称です。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------------|----------------|
| 普通株式 | 80,109,603,000 |
| 第1回社債型種類株式 | 30,000,000 |
| 第2回社債型種類株式 | 30,000,000 |
| 第3回社債型種類株式 | 30,000,000 |
| 第4回社債型種類株式 | 30,000,000 |
| 第5回社債型種類株式 | 30,000,000 |
| 計 | 80,109,603,000 |

(注) 普通株式と第1回～第5回社債型種類株式を併せた発行可能株式総数は80,109,603,000株です。

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (2025年11月11日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|----------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 47,908,265,700 | 47,914,870,700 | 東京証券取引所 (プライム市場) | 完全議決権株式であり 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式です。単元 株式数は100株です。 |
| 第1回 社債型種類株式 | 30,000,000 | 30,000,000 | | (注3) (注4) |
| 第2回 社債型種類株式 | 25,000,000 | 25,000,000 | | (注3) (注5) |
| 計 | 47,963,265,700 | 47,969,870,700 | | |

(注1) 当中間会計期間末時点の普通株式の発行済株式のうち、6,841,728,700株は、現物出資(株式 426,239,698,010円)によるものです。なお、その内訳として、5,079,759,400株は、2018年3月31日付Wireless City Planning株式の現物出資、1,761,969,300株は、2018年4月1日付SBプレイヤーズ株、ソフトバンク・テクノロジー株(現SBテクノロジー株)およびSBメディアホールディングス株等の株式の現物出資に係るものです。

(注2) 提出日現在の普通株式の発行数には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注3) 単元株式数は100株です。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしています。

(注4) 第1回社債型種類株式の内容は以下に記載の通りです。

イ 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」といいます。)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称します。)に対し、当社普通株式(以下、本(注4)において「普通株式」といいます。)を有する株主(以下、本(注4)において「普通株主」といいます。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、本(注4)において普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。)に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記(2)に記載する配当年率(10%を上限とします。以下、本(注4)において「配当年率」といいます。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2024年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含みます。)から2024年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数につき、1年を366日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)(以下「第1回社債型種類株式

優先配当金」といいます。)を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金(下記口に定義します。)を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

(2) 配当年率

(i) 2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合

年2.500%とします。

(ii) 2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日(以下に定義します。)前の日(以下、本(注4)において「年率基準日」といいます。)における1年国債金利(以下に定義します。)に3.182%を加えた率とします。

当社はその本店において、2029年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含みます。)に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般的の閲覧に供します。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義します。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv) (その承継ファイル及び承継ページを含みます。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。)に表示される1年国債金利をいいます。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義します。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下、本(注4)において「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、本(注4)において当該事業年度を「不足事業年度」といいます。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含みます。)から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含みます。また、下記ハ(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。)までの間にについて、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記(2)(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行います(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、上記(1)又は下記口に記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行いません。

□ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日（以下、本(注4)において「期中配当基準日」といいます。）として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。但し、2024年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剩余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

ハ 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下、本(注4)において「分配日」といいます。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義します。）の合計額を加えた額（以下、本(注4)において「基準価額」といいます。）の金銭を支払います。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含みます。）から分配日（同日を含みます。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含みます。）から2024年3月31日（同日を含みます。）までの期間の日数）で除して得られる額をいいます（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とします。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ヘ 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

(4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。

(5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。

a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）

b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定め

る取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記ハに記載する経過配当金相当額の計算における「分配日」を「当該取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされた日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がされた日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における第1回社債型種類株式累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなします。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

- (a) 払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日が到来した場合(2028年11月1日以降)
- (b) 資本性変更事由(以下に定義します。)が生じ、かつ継続している場合

「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所をいいます。)のうち1社以上より、各信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいいます。

(2) 借換制限

当社は、当社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、本(注4)において金銭対価の取得とあわせて「金銭対価取得」といいます。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12カ月間に、借換必要金額(以下に定義します。)につき、借換証券(以下に定義します。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下、本(注4)において「発行等」といいます。)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行いません。

なお、払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日(2028年11月1日)以降、金銭対価取得を行う場合において、調整後ネットレバレッジ・レシオ(以下に定義します。)が2023年6月末時点の数値以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、調整後連結自己資本金額(以下に定義します。)から2兆818億円を控除した金額(かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額を上限とします。)に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額(以下に定義します。)から控除することができます。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示されます。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認された資本性が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額)をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下のa.ないしc.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限ります。

- a. 普通株式
- b. 上記a.以外のその他の種類の株式
- c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている調整後純有利子負債(以下に定義します。)を調整後EBITDA(以下に定義します。)で除した値をいいます。

「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本(以下に定義します。)を控除した金額をいいます。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいいます。

「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金及び現金同等物、債権流動化現金準備金ならびにその他の調整項目を調整した金額をいいます。

「調整後EBITDA」とは、直近連結会計期間又は四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費及び償却費(固定資産除去損を含みます。)ならびに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいいます。

「ハイブリッド資本」とは、当社が発行して各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株

式、永久劣後債又は永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点において残存する金額の合計をいいます。

(3) 取得の方法

当社は、本トに記載する取得を行う場合にあっては、取得日の2週間前の日の前日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければなりません。

チ 株式の併合又は分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。

(2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。

(3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。

(4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」といいます。）を、それぞれ同一の持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとします。）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）とします。

リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

ル 第1回社債型種類株式につき議決権を有しないこととしている理由

第1回社債型種類株式について、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわないよう、株主総会における議決権がなく普通株式への転換権もない設計としたことによるものですが、かかる差異に鑑みて、社債型種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としています。

(注5) 第2回社債型種類株式の内容は以下に記載の通りです。

イ 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株式を有する株主（以下「第2回社債型種類株主」といいます。）又は第2回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第2回社債型種類株主とあわせて「第2回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、当社普通株式（以下、本（注5）において「普通株式」といいます。）を有する株主（以下、本（注5）において「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、本（注5）において普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記(2)に記載する配当年率（10%を上限とします。以下、本（注5）において「配当年率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2025年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から2025年3月31日（同日を含みます。）までの期間の日数につき、1年を365日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）（以下「第2回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第2回社債型種類株式優先期中配当金（下記

口に定義します。)を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

(2) 配当年率

- (i) 2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.200%とします。
- (ii) 2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日(以下に定義します。)前日の(以下、本(注5)において「年率基準日」といいます。)における1年国債金利(以下に定義します。)に2.960%を加えた率とします。
- (iii) 2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。

当社はその本店において、2030年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含みます。)に、上記(ii)又は(iii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般的の閲覧に供します。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義します。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。)に表示される1年国債金利をいいます。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義します。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下、本(注5)において「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第2回社債型種類株主等に対して行う第2回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第2回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、本(注5)において当該事業年度を「不足事業年度」といいます。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下累積した不足額を「第2回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含みます。)から第2回社債型種類株式累積未払配当金が第2回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含みます。また、下記ハ(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記(2)(i)ないし(iii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行います(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。第2回社債型種類株式累積未払配当金については、上記(1)又は下記口に記載する剰余金の配当に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき第2回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第2回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第2回社債型種類株主等に対しては、第2回社債型種類株式優先配当金の額及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剩余金の配当を行いません。

□ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下、本(注5)において「期中配当基準日」といいます。)として剩余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(以下「第2回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。)を支払います。但し、2025年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剩余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第2回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

八 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日(以下、本(注5)において「分配日」といいます。)における第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義します。)の合計額を加えた額(以下、本(注5)において「基準価額」といいます。)の金銭を支払います。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含みます。)から分配日(同日を含みます。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含みます。)から2025年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数)で除して得られる額をいいます(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。但し、分配日の属する事業年度において第2回社債型種類株主等に対して第2回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その合計額(分配日が毎年10月1日から第2回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額)を控除した額とします。

(2) 非参加条項

第2回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第2回社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権行使することができません。

ヘ 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

(4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。

(5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第2回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権行使することができる第2回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。

a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)

b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第2回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第2回社債型種類株主に対し、第2回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日(以下に定義します。)のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記ハに記載する「分配日」を「当該取得に係る振替取得日」と適宜読み替えて、第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。第2回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第2回社債型種類株主から取得すべき第2回社債型種類株式を決定します。

(a) 払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日が到来した場合(2029年10月3日以降)

(b) 資本性変更事由(以下に定義します。)が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第2回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第2回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。

「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいいます。以下同じです。)のうち1社以上より、各信用格付業者における第2回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第2回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第2回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいいます。

(2) 借換制限

当社は、当社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第2回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第2回社債型種類株式の取得(以下、本(注5)において本トに記載する金銭対価の取得とあわせて「金銭対価取得」といいます。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12カ月間に、借換必要金額(以下に定義します。)につき、借換証券(以下に定義します。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下、本(注5)において「発行等」といいます。)することにより資金を調達していない限り(但し、払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日(2029年10月3日)以降に金銭対価取得を行う場合において、以下の(a)及び(b)の要件をいずれも充足する場合を除きます。)、当該金銭対価取得を行いません。

(a)調整後ネットレバレッジ・レシオ(以下に定義します。)が2024年6月末時点の数値以下であること

(b)調整後連結自己資本金額(以下に定義します。)が2兆4,320億円以上であること

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第2回社債型種類株式の資本性評価相当額(以下に定義します。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第2回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示されます。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認された資本性が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額)をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下のa.ないし c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第2回社債型種類株式の払込期日における第2回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限ります。

a. 普通株式

b. 上記a.以外のその他の種類の株式

c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている調整後純有利子負債(以下に定義します。)を調整後EBITDA(以下に定義します。)で除した値をいいます。

「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本(以下に定義します。)を控除した金額をいいます。

「資本性評価相当額」とは、第2回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいいます。

「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金及び現金同等物、債権流動化現金準備金ならびにその他の調整項目を調整した金額をいいます。

「調整後EBITDA」とは、直近連結会計期間又は四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費及び償却費(固定資産除去損を含みます。)ならびに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいいます。

「ハイブリッド資本」とは、当社が発行して各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株式、永久劣後債又は永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点において

て残存する金額の合計をいいます。

(3) 取得の方法

当社は、本トに記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1カ月前の日(当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日)までに、第2回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければなりません。

チ 株式の併合又は分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。

(2) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。

(3) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限ります。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第2回社債型種類株主等には第2回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第2回社債型種類株式と同種の株式(以下「株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式」といいます。)を、それぞれ同一の持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額(但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第2回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとします。)及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第2回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)とします。

リ 自己の第2回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第2回社債型種類株主との合意により当該第2回社債型種類株主の有する第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第2回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第2回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第2回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

ル 第2回社債型種類株式につき議決権を有しないこととしている理由

第2回社債型種類株式について、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわないよう、株主総会における議決権がなく普通株式への転換権もない設計としたことによるものですが、かかる差異に鑑みて、社債型種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としています。

なお、本書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出入より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。また、本書に言及のある社債型種類株式に関しては米国における証券の公募は行われません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

- 2025年7月新株予約権_1円(2025年6月26日取締役会決議)

| | |
|---|--|
| 付与対象者の区分および人数(名) | 当社執行役員および従業員 101 |
| 新株予約権の数(個) | 35,158 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株) | 普通株式 3,515,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年8月1日～2032年7月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) | <p>発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>本新株予約権の新株予約権者は、本新株予約権の付与时における当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>その他の条件は「ソフトバンク株式会社2025年7月インセンティブ・プログラム_1円」に定めるところによる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権を交付する。</p> <p>この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> |

新株予約権証券の発行時(2025年7月18日)における内容を記載しています。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整するものとし、調整による新株予約権1個当たりの1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 ÷ 分割(または併合)の比率)

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金 残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---------------------------------|-----------------------|--|---------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 2025年4月1日～ 2025年9月30日 (注) | 普通株式 156,775,000 | 普通株式 47,908,265,700 第1回 社債型種類株式 30,000,000 第2回 社債型種類株式 25,000,000 | 11,530 | 239,692 | 11,530 | 106,754 |

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---|---|---------------|---|
| ソフトバンクグループジャパン株 | 東京都港区海岸一丁目7番1号 | 19,148,581 | 40.07 |
| 日本マスター トラスト信託銀行株(信託口) | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 | 4,817,009 | 10.08 |
| 株日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 1,641,445 | 3.43 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号) | 662,523 | 1.39 |
| S M B C 日興証券株 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 644,946 | 1.35 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号) | 456,369 | 0.95 |
| J P モルガン証券株 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 | 417,980 | 0.87 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号) | 416,245 | 0.87 |
| ゴールドマン・サックス証券株 BNYM (常任代理人 株三菱UFJ銀行) | 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号) | 325,173 | 0.68 |
| 株日本カストディ銀行(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 253,895 | 0.53 |
| 計 | | 28,784,164 | 60.23 |

(注1) 上記の所有株式数のうち、日本マスター トラスト信託銀行株および株日本カストディ銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式が含まれています。

(注2) 所有株式数には第1回社債型種類株式および第2回社債型種類株式が含まれています。なお、第1回社債型種類株式および第2回社債型種類株式の株主は当社の株主総会における議決権を有しません。

(注3) 2021年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーおよびその共同保有者が2021年12月15日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下の通りです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|----------------------------------|--|-----------------|------------|
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーほか1社 | アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホーブ・ストリート333ほか | 206,285 (注5) | 4.31 |

(注4) 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株およびその共同保有者が2024年5月31日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下の通りです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(千株) | 株券等保有割合(%) |
|-----------------------|---------------------|-----------------|------------|
| ブラックロック・ジャパン 株ほか7社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号ほか | 239,777 (注5) | 5.01 |

(注5) 当社は2024年10月1日付で普通株式1株を10株に株式分割していますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しています。

所有議決権数別

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数 (個) | 総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%) |
|--|--|---------------|-------------------------------------|
| ソフトバンクグループジャパン株 | 東京都港区海岸一丁目7番1号 | 191,485,807 | 40.12 |
| 日本マスター トラスト信託銀行株(信託口) | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 | 48,170,086 | 10.09 |
| 株日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 16,414,041 | 3.44 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号) | 6,625,225 | 1.39 |
| S M B C 日興証券株 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 6,449,462 | 1.35 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号) | 4,563,689 | 0.96 |
| JPモルガン証券株 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 | 4,179,792 | 0.88 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部) | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号) | 4,162,447 | 0.87 |
| ゴールドマン・サックス証券株 BNYM (常任代理人 株三菱UFJ銀行) | 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号) | 3,251,734 | 0.68 |
| 株日本カストディ銀行(信託口4) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 2,538,945 | 0.53 |
| 計 | | 287,841,228 | 60.30 |

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|-------------|---|
| 無議決権株式 | 第1回 社債型種類株式 29,998,900 第2回 社債型種類株式 25,000,000 | | 「(1)株式の総数等　発行済株式」に記載の通りです。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 171,342,600 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 47,733,359,700 | 477,333,597 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,563,400 第1回 社債型種類株式 1,100 | | |
| 発行済株式総数 | 47,963,265,700 | | |
| 総株主の議決権 | | 477,333,597 | |

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式(普通株式)93株が含まれています。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) ソフトバンク(株) | 東京都港区海岸一丁目7番 1号 | 171,342,600 | | 171,342,600 | 0.36 |
| 計 | | 171,342,600 | | 171,342,600 | 0.36 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

(2) 本要約中間連結財務諸表において、会計期間は以下の通り表記しています。

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 前中間連結会計期間 | : 2024年9月30日、 2024年9月30日に終了した6ヶ月間 |
| 前連結会計年度 | : 2025年3月31日、 2025年3月31日に終了した1年間 |
| 当中間連結会計期間 | : 2025年9月30日、 2025年9月30日に終了した6ヶ月間 |

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けています。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

| 注記 | 2025年3月31日 | 2025年9月30日 |
|-----------------|-------------|------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び現金同等物 | 1,435,525 | 1,530,663 |
| 営業債権及びその他の債権 | 9 2,805,640 | 2,971,932 |
| その他の金融資産 | 9 260,236 | 377,545 |
| 棚卸資産 | 191,451 | 220,527 |
| その他の流動資産 | 165,803 | 207,846 |
| 流動資産合計 | 4,858,655 | 5,308,513 |
| 非流動資産 | | |
| 有形固定資産 | 1,966,995 | 1,982,359 |
| 使用権資産 | 749,157 | 757,555 |
| のれん | 2,068,492 | 2,204,277 |
| 無形資産 | 2,531,480 | 2,534,903 |
| 契約コスト | 384,500 | 419,995 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 273,148 | 219,505 |
| 投資有価証券 | 9 255,068 | 329,218 |
| 銀行事業の有価証券 | 9 747,056 | 944,014 |
| その他の金融資産 | 9 2,099,465 | 2,639,204 |
| 繰延税金資産 | 65,128 | 128,465 |
| その他の非流動資産 | 103,051 | 111,159 |
| 非流動資産合計 | 11,243,540 | 12,270,654 |
| 資産合計 | 16,102,195 | 17,579,167 |

(単位：百万円)

| 注記 | 2025年3月31日 | 2025年9月30日 |
|------------------|------------|------------|
| (負債及び資本の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 有利子負債 | 8,9 | 1,646,524 |
| 営業債務及びその他の債務 | 9 | 2,828,640 |
| 契約負債 | | 137,223 |
| 銀行事業の預金 | 9 | 1,795,965 |
| その他の金融負債 | 9 | 2,742 |
| 未払法人所得税 | | 122,844 |
| 引当金 | | 52,932 |
| その他の流動負債 | | 248,336 |
| 流動負債合計 | | 6,835,206 |
| | | 7,837,439 |
| 非流動負債 | | |
| 有利子負債 | 8,9 | 4,315,628 |
| その他の金融負債 | 9 | 104,741 |
| 引当金 | | 142,392 |
| 繰延税金負債 | | 322,232 |
| その他の非流動負債 | | 116,625 |
| 非流動負債合計 | | 5,001,618 |
| 負債合計 | | 11,836,824 |
| | | 13,101,604 |
| 資本 | | |
| 親会社の所有者に帰属する持分 | | |
| 資本金 | 10 | 228,162 |
| 資本剰余金 | 10 | 927,067 |
| 利益剰余金 | | 1,594,862 |
| 自己株式 | 10 | 29,221 |
| その他の包括利益累計額 | | 22,760 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | 2,743,630 |
| 非支配持分 | | 1,521,741 |
| 資本合計 | | 4,265,371 |
| 負債及び資本合計 | | 16,102,195 |
| | | 17,579,167 |

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

a. 【要約中間連結損益計算書】

| | 注記 | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位:百万円) |
|--------------------------|------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 売上高 | 6,12 | 3,152,079 | 3,400,835 | |
| 売上原価 | | 1,574,416 | 1,721,400 | |
| 売上総利益 | | 1,577,663 | 1,679,435 | |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,032,097 | 1,109,420 | |
| その他の営業収益 | 14 | 43,195 | 58,879 | |
| その他の営業費用 | 14 | 2,872 | - | |
| 営業利益 | | 585,889 | 628,894 | |
| 持分変動損益 | | 3,243 | - | |
| 持分法による投資損益 | | 4,349 | 4,877 | |
| 金融収益 | | 6,659 | 7,776 | |
| 金融費用 | | 70,180 | 47,208 | |
| 持分法による投資の売却損益 | | 4,379 | 3,455 | |
| 持分法による投資の減損損失 | | - | 7,169 | |
| 税引前利益 | | 525,641 | 573,961 | |
| 法人所得税 | | 131,854 | 98,253 | |
| 純利益(注1) | | 393,787 | 475,708 | |
| 純利益の帰属 | | | | |
| 親会社の所有者 | | 323,857 | 348,755 | |
| 非支配持分 | | 69,930 | 126,953 | |
| | | 393,787 | 475,708 | |
| 親会社の所有者に帰属する1株当たり純利益(注2) | | | | |
| 基本的1株当たり純利益(円) | 13 | 6.83 | 7.22 | |
| 希薄化後1株当たり純利益(円) | 13 | 6.72 | 7.13 | |

(注1)2024年9月30日に終了した6カ月間および2025年9月30日に終了した6カ月間のソフトバンク㈱およびその子会社の純利益は、いずれも継続事業によるものです。
(注2)2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」および「希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。

b . 【要約中間連結包括利益計算書】

| 注記 | (単位：百万円) | |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 2024年9月30日に 終了した6ヶ月間 | 2025年9月30日に 終了した6ヶ月間 |
| 純利益 | 393,787 | 475,708 |
| その他の包括利益(税引後) | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目 | | |
| 確定給付制度の再測定 | - | 1,669 |
| FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動 | 1,288 | 6,352 |
| 持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分 | 52 | 119 |
| 純損益に振り替えられることのない項目合計 | 1,236 | 4,802 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | |
| FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動 | 954 | 28 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ | 4,762 | 1,922 |
| 在外営業活動体の為替換算差額 | 12,779 | 21,535 |
| 持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分 | 6,449 | 2,675 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目合計 | 24,944 | 20,754 |
| その他の包括利益(税引後)合計 | 26,180 | 25,556 |
| 包括利益合計 | 367,607 | 501,264 |
| 包括利益合計の帰属 | | |
| 親会社の所有者 | 312,083 | 361,290 |
| 非支配持分 | 55,524 | 139,974 |
| | 367,607 | 501,264 |

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

2024年9月30日に終了した6ヶ月間

(単位：百万円)

| 注記 | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------------------|----------------|-----------|-----------|---------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | その他の 包括利益 累計額 | 合計 | | |
| 2024年4月1日 | 214,394 | 736,052 | 1,475,775 | 75,822 | 26,675 | 2,377,074 | 1,558,573 | 3,935,647 |
| 包括利益 | | | | | | | | |
| 純利益 | - | - | 323,857 | - | - | 323,857 | 69,930 | 393,787 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | 11,774 | 11,774 | 14,406 | 26,180 |
| 包括利益合計 | - | - | 323,857 | - | 11,774 | 312,083 | 55,524 | 367,607 |
| 所有者との取引額等 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | 11 | - | - | 203,707 | - | 203,707 | 116,001 | 319,708 |
| 新株の発行 | 10 | 8,530 | 8,530 | - | - | 17,060 | - | 17,060 |
| 自己株式の取得 | 10 | - | - | - | 0 | - | - | 0 |
| 自己株式の処分 | 10 | - | 11,607 | - | 26,598 | - | 14,991 | - |
| 企業結合による変動 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 支配喪失による変動 | - | 4,831 | - | - | - | 4,831 | 11,908 | 7,077 |
| 支配継続子会社に対する持分 変動 | - | 1,156 | - | - | - | 1,156 | 19,087 | 20,243 |
| 株式に基づく報酬取引 | - | 1,481 | - | - | - | 1,481 | - | 1,481 |
| 非支配持分に係る売建プッ ト・オプションによる変動 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の包括利益累計額から 利益剰余金への振替 | - | - | 396 | - | 396 | - | - | - |
| その他 | - | 98 | 23 | - | - | 121 | 199 | 320 |
| 所有者との取引額等合計 | 8,530 | 981 | 203,334 | 26,598 | 396 | 169,583 | 147,195 | 316,778 |
| 2024年9月30日 | 222,924 | 735,071 | 1,596,298 | 49,224 | 14,505 | 2,519,574 | 1,466,902 | 3,986,476 |

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

(単位：百万円)

| 注記 | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------------------|----------------|-----------|-----------|---------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | その他の 包括利益 累計額 | 合計 | | |
| 2025年4月1日 | 228,162 | 927,067 | 1,594,862 | 29,221 | 22,760 | 2,743,630 | 1,521,741 | 4,265,371 |
| 包括利益 | | | | | | | | |
| 純利益 | - | - | 348,755 | - | - | 348,755 | 126,953 | 475,708 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | 12,535 | 12,535 | 13,021 | 25,556 |
| 包括利益合計 | - | - | 348,755 | - | 12,535 | 361,290 | 139,974 | 501,264 |
| 所有者との取引額等 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | 11 | - | - | 209,195 | - | 209,195 | 91,787 | 300,982 |
| 新株の発行 | 10 | 11,530 | 11,530 | - | - | 23,060 | - | 23,060 |
| 自己株式の取得 | 10 | - | - | - | 0 | - | - | 0 |
| 自己株式の処分 | 10 | - | 447 | - | 2,045 | - | 2,492 | - |
| 企業結合による変動 | - | - | - | - | - | - | 44,895 | 44,895 |
| 支配喪失による変動 | - | - | - | - | - | - | 414 | 414 |
| 支配継続子会社に対する持分 変動 | - | 1,285 | - | - | - | 1,285 | 15,628 | 14,343 |
| 株式に基づく報酬取引 | - | 177 | - | - | - | 177 | - | 177 |
| 非支配持分に係る売建プッ ト・オプションによる変動 | - | 13,875 | - | - | - | 13,875 | 30,412 | 44,287 |
| その他の包括利益累計額から 利益剰余金への振替 | - | - | 446 | - | 446 | - | - | - |
| その他 | - | 347 | 553 | - | - | 206 | 124 | 330 |
| 所有者との取引額等合計 | 11,530 | 783 | 209,088 | 2,045 | 446 | 195,850 | 93,222 | 289,072 |
| 2025年9月30日 | 239,692 | 926,284 | 1,734,529 | 27,176 | 35,741 | 2,909,070 | 1,568,493 | 4,477,563 |

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| 注記 | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位：百万円) | |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--------|
| | | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 純利益 | 393,787 | 475,708 | |
| 減価償却費及び償却費 | 367,268 | 382,229 | |
| 固定資産除却損 | 6,958 | 4,835 | |
| 企業結合に伴う再測定による利益 | 5,14 | - | 58,879 |
| 子会社の支配喪失に伴う利益 | 14 | 43,195 | - |
| 金融収益 | 6,659 | 7,776 | |
| 金融費用 | 70,180 | 47,208 | |
| 持分法による投資損益(は益) | 4,349 | 4,877 | |
| 持分法による投資の売却損益(は益) | 4,379 | 3,455 | |
| 持分法による投資の減損損失 | - | 7,169 | |
| 持分変動損益(は益) | 3,243 | - | |
| 法人所得税 | 131,854 | 98,253 | |
| 営業債権及びその他の債権の増減額(は増加額) | 25,928 | 194,270 | |
| 棚卸資産の増減額(は増加額) | 39,008 | 28,478 | |
| 法人向けレンタル用携帯端末の取得による支出 | 23,402 | 38,332 | |
| 営業債務及びその他の債務の増減額(は減少額) | 93,061 | 63,166 | |
| 未払消費税等の増減額(は減少額) | 2,834 | 13,606 | |
| 銀行事業の預金の増減額(は減少額) | 74,752 | 234,123 | |
| 銀行事業の貸付金の増減額(は増加額) | 84,556 | 111,637 | |
| 証券事業の有価証券の増減額(は増加額) | 21,873 | 57,209 | |
| その他 | 69,116 | 93,231 | |
| 小計 | 821,983 | 744,817 | |
| 利息及び配当金の受取額 | 6,715 | 4,872 | |
| 利息の支払額 | 40,331 | 43,287 | |
| 法人所得税の支払額 | 134,737 | 140,222 | |
| 法人所得税の還付額 | 55,323 | 8,360 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 708,953 | 574,540 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有形固定資産及び無形資産の取得による支出 | 348,924 | 304,190 | |
| 有形固定資産及び無形資産の売却による収入 | 2,163 | 458 | |
| 投資の取得による支出 | 50,732 | 90,702 | |
| 投資の売却または償還による収入 | 24,220 | 22,512 | |
| 銀行事業の有価証券の取得による支出 | 165,488 | 236,428 | |
| 銀行事業の有価証券の売却または償還による収入 | 61,088 | 69,551 | |
| 子会社の支配獲得による収支(は支出) | 5,950 | 55,105 | |
| 子会社の支配喪失による収支(は支出) | 22,126 | 65 | |
| その他 | 8,709 | 6,624 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 502,558 | 600,463 | |

(単位：百万円)

| 注記 | 2024年9月30日に 終了した6ヶ月間 | 2025年9月30日に 終了した6ヶ月間 |
|---|-------------------------|-------------------------|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期有利子負債の純増減額（　は減少額） | 74,870 | 173,582 |
| 有利子負債の収入 | 1,015,267 | 1,174,298 |
| 有利子負債の支出 | 1,182,386 | 937,382 |
| 株式の発行による収入 | 16,243 | 18,770 |
| 非支配持分からの払込による収入 | 817 | 53,591 |
| 子会社の自己株式の取得による支出 | 4,549 | 69,794 |
| 配当金の支払額 | 11 | 203,584 |
| 非支配持分への配当金の支払額 | | 116,144 |
| その他 | | 17,576 |
| | 566,782 | 112,305 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 4,879 | 8,756 |
| 売却目的保有に分類された資産への振替に伴う現金及び現金同等物の増減額（　は減少額） | 33,011 | - |
| 現金及び現金同等物の増減額（　は減少額） | 332,255 | 95,138 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,992,873 | 1,435,525 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,660,618 | 1,530,663 |

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ソフトバンク株(以下「当社」)は、日本国に所在する株式会社であり、登記している本社の住所は、東京都港区海岸一丁目7番1号です。本要約中間連結財務諸表は当社および子会社(以下「当社グループ」)より構成されています。当社の親会社はソフトバンクグループジャパン株です。また、当社の最終的な親会社はソフトバンクグループ株です。

当社グループは、コンシューマ事業、エンタープライズ事業、ディストリビューション事業、メディア・EC事業およびファイナンス事業を基軸として、情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業に取り組んでいます。詳細は、「注記6.セグメント情報(1)報告セグメントの概要」をご参照ください。

2. 要約中間連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第2号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第312条の規定により、国際会計基準審議会(IASB)が公表した国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。なお、要約中間連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報を含んでいないため、2025年3月31日に終了した1年間の監査済み連結財務諸表と併せて使用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定している金融商品などを除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨および単位

要約中間連結財務諸表の表示通貨は、当社が営業活動を行う主要な経済環境における通貨(機能通貨)である日本円であり、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(4) 表示方法の変更

(要約中間連結キャッシュ・フロー計算書)

a.2024年9月30日に終了した6ヶ月間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「証券事業の有価証券の増減額(は増加額)」は金額的重要性が増したため、2025年9月30日に終了した6ヶ月間においては独立掲記しています。この表示の変更を反映させるため、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の要約中間連結財務諸表の組み替えを行っています。

この結果、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の要約中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」47,243百万円は、「証券事業の有価証券の増減額(は増加額)」 21,873百万円および営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」69,116百万円として組み替えています。

b.2024年9月30日に終了した6ヶ月間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「子会社の自己株式の取得による支出」は金額的重要性が増したため、2025年9月30日に終了した6ヶ月間においては独立掲記しています。この表示の変更を反映させるため、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の要約中間連結財務諸表の組み替えを行っています。

この結果、2024年9月30日に終了した6ヶ月間の要約中間連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」 22,125百万円は、「子会社の自己株式の取得による支出」 4,549百万円および財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」 17,576百万円として組み替えています。

3. 重要性がある会計方針

本要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、2025年3月31日に終了した1年間の連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。なお、2025年9月30日に終了した6カ月間における法人所得税は、年間の見積実効税率に基づいて算定しています。

4. 重要な判断および見積り

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行っています。

見積りおよび仮定は、過去の経験および利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられるさまざまな要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。

しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の連結会計期間において認識しています。

当社グループの要約中間連結財務諸表で認識した金額に重要な影響を与える判断、見積りおよび仮定は、2025年3月31日に終了した1年間と同様です。

5. 企業結合

2024年9月30日に終了した6カ月間

Cubic Telecom Ltd.の取得

(企業結合にかかる暫定的な会計処理の確定)

2024年3月6日に行われたCubic Telecom Ltd.との企業結合について、2024年3月31日に終了した1年間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、2024年6月30日に終了した3カ月間において、取得対価の配分が完了しました。当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に重要な変動はありません。

2025年9月30日に終了した6カ月間

(1) BEENOS(株)の取得

a. 取引の概要

当社の子会社であるLINEヤフー(株)は、越境ECビジネスを中心とする事業シナジーの創出により企業価値を向上させることを目的として、2025年3月21日開催の同社取締役会において決議されたBEENOS(株)の普通株式および新株予約権に対する公開買付けを実施しました。当公開買付けは、2025年5月7日をもって終了し、BEENOS(株)の普通株式10,918,182株および新株予約権(目的となる株式数417,540株)を現金44,675百万円にて取得しました。これにより、LINEヤフー(株)のBEENOS(株)に対する議決権割合は84.08%(発行済普通株式に係る議決権の数に基づいて算出)となり、同社を子会社化しています。

b. 被取得企業の概要

名称 BEENOS(株)

事業内容 国内外における各種Eコマース事業

c. 支配獲得日

2025年5月7日

d. 取得対価およびその内訳

(単位:百万円)

支配獲得日
(2025年5月7日)

| | |
|---------|--------|
| 支払現金 | 44,675 |
| 取得対価の合計 | 44,675 |
| A | 44,675 |

e. 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん（注1）

| | (単位：百万円) |
|----------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年5月7日) |
| 現金及び現金同等物 | 16,909 |
| 営業債権及びその他の債権 | 2,377 |
| その他の金融資産（流動資産） | 5,225 |
| その他（流動資産） | 2,849 |
| 無形資産（注2） | 11,189 |
| その他（非流動資産） | 3,827 |
| 資産合計 | <u>42,376</u> |
| | |
| 有利子負債（流動負債） | 3,229 |
| 営業債務及びその他の債務 | 9,249 |
| その他（流動負債） | 1,703 |
| 繰延税金負債 | 3,632 |
| その他（非流動負債） | 1,155 |
| 負債合計 | <u>18,968</u> |
| | |
| 純資産 | B <u>23,408</u> |
| | |
| 非支配持分（注3） | C <u>3,786</u> |
| のれん（注4） | <u>A-(B-C) 25,053</u> |

(注1) 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。

(注2) 識別可能な資産である商標権10,829百万円が含まれており、耐用年数を確定できない無形資産に分類しています。また、企業結合により識別した無形資産は、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、対象商標権から生み出される将来売上収益、ロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

(注3) 非支配持分は、支配獲得日における被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しています。

(注4) のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

f. 子会社の支配獲得による支出

| | (単位：百万円) |
|-----------------------------|----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年5月7日) |
| 現金による取得対価 | 44,675 |
| 支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | 16,909 |
| 子会社の支配獲得による支出 | <u>27,766</u> |

g. 被取得企業の売上高および純利益

要約中間連結損益計算書に認識している、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業の売上高は5,999百万円、純利益は110百万円です。

h. 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結売上高および連結純利益

支配獲得日が2025年4月1日であったと仮定した場合の、2025年9月30日に終了した6カ月間における当社の連結業績に係るプロフォーマ情報(非監査情報)は、以下の通りです。

| | (単位：百万円) |
|---------------|-------------------------|
| | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 |
| 売上高(プロフォーマ情報) | 3,403,913 |
| 純利益(プロフォーマ情報) | 475,862 |

(2) LINE Bank Taiwan Limitedへの増資による子会社化

a. 取引の概要

当社の子会社であるLINEヤフー(株)は、LINEヤフー(株)の子会社であるLINE Financial Taiwan Limited(以下「LFT」)を通じて、LINEヤフー(株)の持分法適用会社であるLINE Bank Taiwan Limited(以下「LBT」)に対して27億4,500万台湾ドルの増資を行い、274,500千株の普通株式を追加取得することを2025年4月10日に決定しました。

この増資は、LBTが台湾で運営する銀行サービス「LINE Bank」におけるサービスの推進および当社グループとの更なる連携強化を目的として実施され、2025年6月17日に増資を完了しました。

増資の完了日をもって、LFTが所有するLBTの普通株式数は1,023,000千株、議決権所有割合は51.2%となり、過半数を上回ることから、LINEヤフー(株)はLBTに対する支配を獲得し、LBTは新たに当社グループの子会社となりました。

b. 被取得企業の概要

名称 LINE Bank Taiwan Limited
事業内容 インターネット専業銀行

c. 支配獲得日

2025年6月17日

d. 取得対価およびその内訳

| | | (単位：百万円) |
|-------------------------------|---|-----------------------|
| | | 支配獲得日 (2025年6月17日) |
| 支配獲得時に既に保有していた被取得企業の普通株式の公正価値 | | 36,751 |
| 支払現金 | | 13,478 |
| 取得対価の合計 | A | 50,229 |

当社グループが支配獲得時に既に保有していたLBTに対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、14,502百万円の段階取得に係る差益を認識しています。この金額は、要約中間連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しています。

e. 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん（注1）

| | (単位：百万円) |
|-----------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年6月17日) |
| 現金及び現金同等物 | 10,544 |
| 営業債権及びその他の債権 | 37,941 |
| その他の金融資産（流動資産） | 43,809 |
| その他（流動資産） | 3,540 |
| 無形資産 | 9,316 |
| 銀行事業の有価証券 | 32,442 |
| その他の金融資産（非流動資産） | 313,395 |
| その他（非流動資産） | 9,094 |
| 資産合計 | <u>460,081</u> |
| | |
| 営業債務及びその他の債務 | 2,514 |
| 銀行事業の預金 | 365,556 |
| その他（流動負債） | 3,270 |
| その他（非流動負債） | 10,090 |
| 負債合計 | <u>381,430</u> |
| | |
| 純資産 | <u>B</u> 78,651 |
| | |
| 非支配持分（注2） | <u>C</u> 38,406 |
| のれん（注3） | <u>A-(B-C)</u> 9,984 |

（注1） 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。

（注2） 非支配持分は、支配獲得日における被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しています。

（注3） のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

f. 子会社の支配獲得による支出

| | (単位：百万円) |
|-----------------------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年6月17日) |
| 現金による取得対価 | 13,478 |
| 支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | 10,544 |
| 子会社の支配獲得による支出 | <u>2,934</u> |

g. 被取得企業の売上高および純利益

要約中間連結損益計算書に認識している、支配獲得日以降における内部取引消去前の被取得企業の売上高は4,706百万円、純損失は334百万円です。

h. 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結売上高および連結純利益

支配獲得日が2025年4月1日であったと仮定した場合の、2025年9月30日に終了した6カ月間における当社の連結業績に係るプロフォーマ情報(非監査情報)は、以下の通りです。

プロフォーマ情報には、段階取得に係る差益を反映しています。

(単位：百万円)

2025年9月30日に
終了した6カ月間

| | |
|---------------|-----------|
| 売上高(プロフォーマ情報) | 3,404,137 |
| 純利益(プロフォーマ情報) | 474,976 |

(3) LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.の子会社化

a. 取引の概要

当社の子会社であるLINEヤフー(株)は、LINEヤフー(株)の持分法適用会社であるLINE MAN CORPORATION PTE. LTD. (以下「LMWN」)がタイで運営する、フードデリバリーを中心としたオンデマンドサービス事業・加盟店向けデジタルソリューション事業などとの更なる連携強化を目的として、2025年9月11日開催の取締役会において、LINEヤフー(株)の子会社であるLINE SOUTHEAST ASIA CORP. PTE. LTD. (以下「LSEA」)を通じてApfarm Investment Pte LtdおよびGamnat Pte. Ltd. からLMWN株式の一部を取得すること、既存のLMWN株式に係る株主間契約に規定する各株主の権利変更を含む株主間契約の変更について合意すること、ならびに、LSEAが未来Fund有限責任事業組合から、その保有に係るLMWN株式の議決権の今後の行使に関する包括的な委任状の差し入れを受け、LSEAが当該議決権行使を受任することを決議し、2025年9月30日に株式の取得および株主間契約の変更を完了しました。

上記の完了日をもって、LINEヤフー(株)はLMWNに対する支配を獲得し、LMWNは新たに当社グループの子会社となりました。

b. 被取得企業の概要

名称 LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.
事業内容 タイ国内におけるフードデリバリーを中心としたオンデマンドサービス事業、加盟店向けデジタルソリューション事業の展開とグループ会社の経営管理業務

c. 支配獲得日

2025年9月30日

d. 取得対価およびその内訳

| | (単位：百万円) |
|-------------------------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年9月30日) |
| 支配獲得時に既に保有していた被取得企業の普通株式の公正価値 | 63,239 |
| 支払現金 | 15,327 |
| 取得対価の合計 | A 78,566 |

当社グループが支配獲得時に既に保有していたLMWNに対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、44,377百万円の段階取得に係る差益を認識しています。この金額は、要約中間連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しています。

e. 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん（注1）

| | (単位：百万円) |
|--------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年9月30日) |
| 現金及び現金同等物 | 12,542 |
| 営業債権及びその他の債権 | 4,847 |
| その他（流動資産） | 3,214 |
| 無形資産 | 4,268 |
| その他（非流動資産） | 3,483 |
| 資産合計 | <hr/> 28,354 |
| | |
| 有利子負債（流動負債） | 6,703 |
| 営業債務及びその他の債務 | 8,207 |
| その他（流動負債） | 2,731 |
| その他（非流動負債） | 3,671 |
| 負債合計 | <hr/> 21,312 |
| | |
| 純資産 | B <hr/> 7,042 |
| | |
| 非支配持分（注2） | C <hr/> 2,760 |
| のれん（注3） | A-(B-C) <hr/> 74,284 |

(注1) 2025年9月30日現在において、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の特定および支配獲得日に取得した資産及び引き受けた負債の公正価値評価が完了しておらず、現時点での最善の見積りによる暫定的な金額です。そのため、取得した資産及び引き受けた負債の金額および発生したのれんに対する取得対価の配分について、支配獲得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合には、支配獲得日から1年間は修正することができます。

(注2) 非支配持分は、支配獲得日における被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しています。

(注3) のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

f. 子会社の支配獲得による支出

| | (単位：百万円) |
|-----------------------------|-----------------------|
| | 支配獲得日 (2025年9月30日) |
| 現金による取得対価 | 15,327 |
| 支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | <hr/> 12,542 |
| 子会社の支配獲得による支出 | <hr/> 2,785 |

g. 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結売上高および連結純利益

支配獲得日が2025年4月1日であったと仮定した場合の、2025年9月30日に終了した6カ月間における当社の連結業績に係るプロフォーマ情報(非監査情報)は、以下の通りです。

プロフォーマ情報には、段階取得に係る差益を反映しています。

(単位：百万円)

2025年9月30日に
終了した6カ月間

| | |
|---------------|-----------|
| 売上高(プロフォーマ情報) | 3,439,715 |
| 純利益(プロフォーマ情報) | 474,746 |

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会(最高経営意思決定機関)が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となる事業セグメントの区分に従っています。そしてこれらの事業セグメントのうち、「コンシューマ」、「エンタープライズ」、「ディストリビューション」、「メディア・EC」および「ファイナンス」を報告セグメントとしています。また、当社グループには、事業セグメントを集約した報告セグメントはありません。

「コンシューマ」においては、主に国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

「エンタープライズ」においては、法人のお客さまを対象に、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

「ディストリビューション」においては、主に法人のお客さま向けのクラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材、個人のお客さま向けのソフトウェアやモバイルアクセサリー、IoTプロダクト等の商材を提供しています。

「メディア・EC」においては、メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。「メディア」事業では、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービスの提供、「コマース」事業では、「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo!オークション」などのリユースサービスを提供しています。また、メディア・コマースに次ぐ新たな収益の柱となるよう取り組みとして「戦略」事業では、FinTechサービス等の提供を行っています。

「ファイナンス」においては、QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、銀行や資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービス等を提供しています。2025年4月11日付のグループ内再編に伴い経営管理区分を見直し、PayPay銀行(株)については、従来の「メディア・EC」から「ファイナンス」へ移管しています。これに伴い、2024年9月30日に終了した6カ月間の数値を遡及修正しています。

上記の報告セグメントに含まれない情報は、「その他」に集約されています。また「調整額」には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない費用が含まれています。

(2) 報告セグメントの売上高、利益およびその他の情報

報告セグメントの利益は、「営業利益」です。セグメント間の取引価格は、第三者間取引価格または総原価を勘案し、価格交渉の上決定しています。

なお、「金融収益」および「金融費用」、「持分法による投資損益」などの営業損益に帰属しない損益は報告セグメントごとに管理していないため、これらの収益または費用はセグメントの業績から除外しています。また、資産および負債は報告セグメントに配分しておらず、取締役会においてモニタリングしていません。

2024年9月30日に終了した6カ月間

| | 報告セグメント | | | | | 合計 | その他 | 調整額 | (単位：百万円) |
|--------------------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|-----------|--------|---------|-----------|
| | コンシューマ | エンターブラザーズ | ディストリビューション | メディア・EC | ファイナンス | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,417,874 | 430,863 | 339,183 | 777,945 | 141,749 | 3,107,614 | 44,465 | - | 3,152,079 |
| セグメント間の内部売上高または振替高 | 9,017 | 14,975 | 91,512 | 12,089 | 10,836 | 138,429 | 5,823 | 144,252 | - |
| 合計 | 1,426,891 | 445,838 | 430,695 | 790,034 | 152,585 | 3,246,043 | 50,288 | 144,252 | 3,152,079 |
| セグメント利益 | 321,998 | 94,446 | 16,223 | 148,284 | 17,825 | 598,776 | 10,420 | 2,467 | 585,889 |
| 減価償却費及び償却費(注1) | 186,498 | 81,589 | 2,202 | 79,122 | 13,573 | 362,984 | 5,723 | 1,439 | 367,268 |

2025年9月30日に終了した6カ月間

| | 報告セグメント | | | | | 合計 | その他 | 調整額 | (単位：百万円) |
|--------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|---------|-----------|--------|---------|-----------|
| | コンシューマ | エンターブラザーズ | ディストリビューション | メディア・EC (注2) | ファイナンス | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,467,836 | 464,437 | 430,235 | 809,252 | 177,280 | 3,349,040 | 51,795 | - | 3,400,835 |
| セグメント間の内部売上高または振替高 | 7,835 | 17,544 | 75,599 | 13,569 | 12,421 | 126,968 | 6,275 | 133,243 | - |
| 合計 | 1,475,671 | 481,981 | 505,834 | 822,821 | 189,701 | 3,476,008 | 58,070 | 133,243 | 3,400,835 |
| セグメント利益 | 330,851 | 104,070 | 21,988 | 167,529 | 38,531 | 662,969 | 33,517 | 558 | 628,894 |
| 減価償却費及び償却費(注1) | 184,361 | 86,663 | 1,991 | 82,249 | 15,642 | 370,906 | 12,483 | 1,160 | 382,229 |

(注1)「減価償却費及び償却費」は、要約中間連結財政状態計算書上「その他の非流動資産」として表示している長期前払費用の償却額を含みます。

(注2)「メディア・EC」の「セグメント利益」にはLINE MAN CORPORATION PTE. LTD.の子会社化に伴う段階取得に係る差益44,377百万円が含まれています。詳細は「注記5.企業結合(3)LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.の子会社化」をご参照ください。

セグメント利益から税引前利益への調整表は以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位：百万円) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|----------|
| | | | |
| セグメント利益 | 585,889 | 628,894 | |
| 持分変動損益 | 3,243 | - | |
| 持分法による投資損益 | 4,349 | 4,877 | |
| 金融収益 | 6,659 | 7,776 | |
| 金融費用 | 70,180 | 47,208 | |
| 持分法による投資の売却損益 | 4,379 | 3,455 | |
| 持分法による投資の減損損失 | - | 7,169 | |
| 税引前利益 | 525,641 | 573,961 | |

7. 法人所得税

2025年9月30日に終了した6カ月間において、当社の子会社であるPayPay株の繰延税金資産の回収可能性の見直し

を行っています。この影響により法人所得税が57,535百万円減少しています。

8. 有利子負債

有利子負債の内訳は、以下の通りです。

| | (単位：百万円) | |
|--------------------|------------------|------------------|
| | 2025年3月31日 | 2025年9月30日 |
| 流動 | | |
| 短期借入金 | 353,233 | 607,020 |
| コマーシャル・ペーパー | 108,000 | 129,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 811,447 | 810,495 |
| 1年内返済予定のリース負債 | 153,782 | 158,512 |
| 1年内償還予定の社債 | 219,992 | 264,907 |
| 1年内支払予定の割賦購入による未払金 | 70 | 50 |
| 合計 | <u>1,646,524</u> | <u>1,969,984</u> |
| 非流動 | | |
| 長期借入金 | 2,429,362 | 2,467,789 |
| リース負債 | 638,581 | 638,479 |
| 社債 | 1,247,664 | 1,391,962 |
| 割賦購入による未払金 | 21 | 24 |
| 合計 | <u>4,315,628</u> | <u>4,498,254</u> |

9. 金融商品

(1) 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類別内訳は、以下の通りです。

2025年3月31日

| | FVTPLの 金融資産 | ヘッジ指定 した デリバティブ | FVTOCIの 負債性 金融資産 | FVTOCIの 資本性 金融資産 | 償却原価で 測定する 金融資産 | (単位：百万円) | | | | | | |
|--------------|----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | 合計 | | | | | | |
| 金融資産 | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | | | | | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | - | - | - | - | 2,805,640 | 2,805,640 | | | | | | |
| その他の金融資産 | 149,213 | 608 | 39,071 | - | 71,344 | 260,236 | | | | | | |
| 非流動資産 | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 154,221 | - | 299 | 78,650 | 21,898 | 255,068 | | | | | | |
| 銀行事業の有価証券 | 1,785 | - | 225,237 | - | 520,034 | 747,056 | | | | | | |
| その他の金融資産 | 1 | 9,166 | - | - | 2,090,298 | 2,099,465 | | | | | | |
| 合計 | <u>305,220</u> | <u>9,774</u> | <u>264,607</u> | <u>78,650</u> | <u>5,509,214</u> | <u>6,167,465</u> | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 金融負債 | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | | | | | | |
| 有利子負債 | - | - | 1,646,524 | 1,646,524 | | | | | | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | - | - | 2,828,640 | 2,828,640 | | | | | | | | |
| 銀行事業の預金 | - | - | 1,795,965 | 1,795,965 | | | | | | | | |
| その他の金融負債 | 2,721 | 21 | - | - | 2,742 | | | | | | | |
| 非流動負債 | | | | | | | | | | | | |
| 有利子負債 | - | - | 4,315,628 | 4,315,628 | | | | | | | | |
| その他の金融負債 | <u>22,216</u> | <u>21</u> | <u>82,525</u> | <u>104,741</u> | | | | | | | | |
| 合計 | <u>24,937</u> | <u>21</u> | <u>10,669,282</u> | <u>10,694,240</u> | | | | | | | | |

2025年9月30日

| | FVTPLの 金融資産 | ヘッジ指定 した デリバティブ | FVTOCIの 負債性 金融資産 | FVTOCIの 資本性 金融資産 | 償却原価で 測定する 金融資産 | (単位：百万円) 合計 |
|--------------|----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|
| 金融資産 | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | - | - | - | - | 2,971,932 | 2,971,932 |
| その他の金融資産 | 212,752 | 741 | 73,996 | - | 90,056 | 377,545 |
| 非流動資産 | | | | | | |
| 投資有価証券 | 174,215 | - | 823 | 95,862 | 58,318 | 329,218 |
| 銀行事業の有価証券 | 933 | - | 259,047 | - | 684,034 | 944,014 |
| その他の金融資産 | 78 | 17,073 | - | - | 2,622,053 | 2,639,204 |
| 合計 | 387,978 | 17,814 | 333,866 | 95,862 | 6,426,393 | 7,261,913 |
| | | | | | | |
| 金融負債 | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 有利子負債 | - | - | 1,969,984 | 1,969,984 | | |
| 営業債務及びその他の債務 | - | - | 2,888,209 | 2,888,209 | | |
| 銀行事業の預金 | - | - | 2,394,557 | 2,394,557 | | |
| その他の金融負債 | 2,725 | 81 | 2,182 | 4,988 | | |
| 非流動負債 | | | | | | |
| 有利子負債 | - | - | 4,498,254 | 4,498,254 | | |
| その他の金融負債 | 66,452 | 296 | 90,585 | 157,333 | | |
| 合計 | 69,177 | 377 | 11,843,771 | 11,913,325 | | |

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の期首時点で発生したものとして認識しています。

なお、2024年9月30日に終了した6カ月間および2025年9月30日に終了した6カ月間において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

2025年3月31日

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | (単位：百万円) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 金融資産 | | | | | |
| 株式 | 34,292 | - | 96,270 | 130,562 | |
| 債券 | 4,639 | 96,103 | 17,374 | 118,116 | |
| 信託受益権 | - | - | 156,392 | 156,392 | |
| デリバティブ金融資産 | 228 | 14,725 | - | 14,953 | |
| その他(注) | 132,512 | 800 | 104,916 | 238,228 | |
| 合計 | <u>171,671</u> | <u>111,628</u> | <u>374,952</u> | <u>658,251</u> | |
| 金融負債 | | | | | |
| デリバティブ金融負債 | 102 | 3,729 | 12,577 | 16,408 | |
| その他 | - | - | 8,550 | 8,550 | |
| 合計 | <u>102</u> | <u>3,729</u> | <u>21,127</u> | <u>24,958</u> | |

2025年9月30日

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | (単位：百万円) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 金融資産 | | | | | |
| 株式 | 46,663 | - | 116,783 | 163,446 | |
| 債券 | 4,591 | 166,163 | 8,932 | 179,686 | |
| 信託受益権 | - | - | 158,707 | 158,707 | |
| デリバティブ金融資産 | 245 | 22,859 | - | 23,104 | |
| その他(注) | 191,083 | 800 | 118,694 | 310,577 | |
| 合計 | <u>242,582</u> | <u>189,822</u> | <u>403,116</u> | <u>835,520</u> | |
| 金融負債 | | | | | |
| デリバティブ金融負債 | 271 | 3,936 | 12,510 | 16,717 | |
| その他 | - | - | 52,837 | 52,837 | |
| 合計 | <u>271</u> | <u>3,936</u> | <u>65,347</u> | <u>69,554</u> | |

(注) 上表の金融資産の「その他」には、主に上場投資信託や投資事業有限責任組合等への投資が含まれています。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 株式

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似企業比較法、割引キャッシュ・フロー法および取引事例法などの適切な評価技法を使用して測定しています。測定に使用する類似企業の相場価格や割引率などのインプットのうち、すべての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。レベル3に分類した金融資産の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率等の評価倍率、ならびに資本コストや永久成長率を使用しています。

b. 債券および信託受益権

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

c. デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似契約の相場価格または契約を締結している金融機関から提示された価格に基づいて測定しているほか、割引キャッシュ・フロー法またはブラック・ショールズモデル等の評価技法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。なお、レベル3に分類した金融負債の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率、ならびに資本コスト等を使用しています。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

a. 公正価値の評価技法及びインプット

株式

主に割引キャッシュ・フロー法や取引事例法等の評価技法で公正価値を測定しています。割引キャッシュ・フロー法の重要な観察可能でないインプットは主に資本コストと、継続価値算定のための類似企業の収益倍率等の評価倍率です。

b. 感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、資本コストが上昇(低下)した場合は、株式の公正価値が減少(増加)します。一方、収益倍率等の評価倍率が上昇(低下)した場合は、株式の公正価値は増加(減少)します。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

c. 評価プロセス

当社グループの財務および経理部門の担当者は、社内規程に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、測定に高度な知識および経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部の評価専門家を利用しています。各四半期末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、各部門の責任者が公正価値の増減分析結果などのレビューと承認を行っています。

d. レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下の通りです。

2024年9月30日に終了した6カ月間

| 金融資産 | (単位：百万円) | | | |
|--------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | 株式 | 債券 | 信託受益権 | その他 |
| 2024年4月1日 | 109,860 | 2,352 | 123,992 | 108,868 |
| 利得または損失 | | | | |
| 純損益(注1) | 6,136 | 16 | - | 3,973 |
| その他の包括利益(注2) | 702 | 2 | 185 | 2,897 |
| 購入 | 4,585 | 214 | 23,200 | 7,802 |
| 売却 | 1,043 | 100 | 14,475 | 40 |
| 連結範囲の異動による変動 | 1,117 | 561 | - | 5,024 |
| その他 | 357 | 689 | - | 149 |
| 2024年9月30日 | <u>105,090</u> | <u>1,198</u> | <u>132,532</u> | <u>104,587</u> |
| 金融負債 | デリバティブ 金融負債 | その他 | | |
| 2024年4月1日 | - | 23,164 | | |
| 利得または損失 | | | | |
| 純損益(注1) | 12,518 | 2,260 | | |
| 連結範囲の異動による変動 | - | 14,929 | | |
| その他 | - | - | | |
| 2024年9月30日 | <u>12,518</u> | <u>10,495</u> | | |

(注1) 純損益に認識した利得または損失は、要約中間連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(注2) その他の包括利益に認識した利得または損失のうち税効果考慮後の金額は、要約中間連結包括利益計算書の「FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動」、「FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動」および「在外営業活動体の為替換算差額」に含めています。

2025年9月30日に終了した6カ月間

(単位：百万円)

| 金融資産 | 株式 | 債券 | 信託受益権 | その他 |
|--------------|---------|--------|---------|---------|
| 2025年4月1日 | 96,270 | 17,374 | 156,392 | 104,916 |
| 利得または損失 | | | | |
| 純損益(注1) | 2,933 | 4,767 | - | 471 |
| その他の包括利益(注2) | 1,361 | 193 | 632 | 216 |
| 購入 | 10,255 | 3,241 | 17,006 | 1,039 |
| 売却 | 412 | 700 | 15,323 | 62 |
| 連結範囲の異動による変動 | 9,628 | 405 | - | 1,443 |
| その他 | 5,336 | 15,962 | - | 11,613 |
| 2025年9月30日 | 116,783 | 8,932 | 158,707 | 118,694 |

| 金融負債 | デリバティブ 金融負債 | その他 |
|--------------|----------------|--------|
| 2025年4月1日 | 12,577 | 8,550 |
| 利得または損失 | | |
| 純損益(注1) | 67 | - |
| 連結範囲の異動による変動 | - | - |
| その他(注3) | - | 44,287 |
| 2025年9月30日 | 12,510 | 52,837 |

(注1) 純損益に認識した利得または損失は、要約中間連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(注2) その他の包括利益に認識した利得または損失のうち税効果考慮後の金額は、要約中間連結包括利益計算書の「FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動」、「FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動」および「在外営業活動体の為替換算差額」に含めています。

(注3) 上表の金融負債の「その他」には、非支配株主に係る売建プット・オプションの当初認識額が含まれています。

(4) 金融商品の帳簿価額および公正価値

経常的に公正価値で測定しない金融負債の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。

2025年3月31日

(単位：百万円)

| 帳簿価額 | 公正価値 | | | | |
|------------|-----------|------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| 有利子負債(非流動) | | | | | |
| 長期借入金 | 2,429,362 | - | 1,431,064 | 1,001,408 | 2,432,472 |
| 社債 | 1,247,664 | - | 1,210,795 | - | 1,210,795 |

2025年9月30日

(単位：百万円)

| 帳簿価額 | 公正価値 | | | | |
|------------|-----------|------|-----------|---------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| 有利子負債(非流動) | | | | | |
| 長期借入金 | 2,467,789 | - | 1,480,061 | 986,220 | 2,466,281 |
| 社債 | 1,391,962 | - | 1,359,745 | - | 1,359,745 |

帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、上表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、上表には含めていません。

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル2に分類しています。

1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く無形資産のリース取引に伴い発生した長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引に係る長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

b. 社債（1年内償還予定除く）

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、売買参考統計値等の観察可能な活発でない市場における同一銘柄の相場価格により測定しており、レベル2に分類しています。

10. 資本

(1) 資本金および資本剰余金

a. 普通株式

2024年9月30日に終了した6ヶ月間

当社は、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、発行済株式総数が11,737千株増加しています。

なお、当該新株発行に伴い、会社法の規定に基づき「資本金」が8,530百万円、「資本剰余金」が8,530百万円それぞれ増加しました。

また、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っていますが、上記事項は、当該株式分割前の株式数を基準としています。

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

当社は、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、発行済株式総数が156,775千株増加しています。

なお、当該新株発行に伴い、会社法の規定に基づき「資本金」が11,530百万円、「資本剰余金」が11,530百万円それぞれ増加しました。

b. 種類株式

当社は、2023年11月1日を払込期日として第1回社債型種類株式を発行しました。また、2024年10月3日を払込期日として第2回社債型種類株式を発行しました。

社債型種類株式は、固定配当の期間の定めがあり、かつ未払の配当金がある場合に未払分を翌期以降に累積して支払いますが、配当の任意繰延が可能であり買戻し義務がなく、清算による残余財産の分配時を除き現金またはその他の資本性金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、資本性金融商品に分類されます。

(2) 自己株式

自己株式の増減の内訳は、以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6ヶ月間 | 2025年9月30日に 終了した6ヶ月間 |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 期首残高 | 47,805 | 184,234 |
| 期中増加 | 0 | 0 |
| 期中減少(注1) | 16,770 | 12,891 |
| 期末残高 | 31,035 | 171,343 |

(注1)2024年9月30日に終了した6ヶ月間において、新株予約権の行使等により自己株式が16,770千株減少しました。この結果、「自己株式」26,598百万円の減少とともに、自己株式処分差損11,607百万円を「資本剰余金」の減少として認識しています。

また、2025年9月30日に終了した6ヶ月間において、新株予約権の行使等により自己株式が12,891千株減少しました。この結果、「自己株式」2,045百万円の減少とともに、自己株式処分差益447百万円を「資本剰余金」の増加として認識しております。

(注2)2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。上記の2024年9月30日に終了した6ヶ月間については分割前、2025年9月30日に終了した6ヶ月間については分割後の株式数を記載しています。

11. 配当金

配当金支払額は、以下の通りです。

2024年9月30日に終了した6カ月間

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 1株当たり配当額 (円) | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2024年5月17日 取締役会 | 普通株式 | 43.00 | 202,461 | 2024年3月31日 | 2024年6月6日 |
| 2024年5月17日 取締役会 | 第1回社債型 種類株式 | 41.53 | 1,246 | 2024年3月31日 | 2024年6月6日 |

(2) 基準日が2024年9月30日に終了した6カ月間に属する配当のうち、配当の効力発生日が2024年10月1日以降になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 1株当たり配当額 (円) | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年10月21日 取締役会 | 普通株式 | 43.00 | 203,687 | 2024年9月30日 | 2024年12月6日 |
| 2024年10月21日 取締役会 | 第1回社債型 種類株式 | 50.00 | 1,500 | 2024年9月30日 | 2024年12月6日 |

- (注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり配当額は当該株式分割前の実績の配当金の額を記載しています。
- (注2) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。
- (注3) 2024年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、1年を366日とする日割計算となります。

2025年9月30日に終了した6カ月間

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 1株当たり配当額 (円) | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 4.30 | 204,539 | 2025年3月31日 | 2025年6月12日 |
| 2025年5月20日 取締役会 | 第1回社債型 種類株式 | 50.00 | 1,500 | 2025年3月31日 | 2025年6月12日 |
| 2025年5月20日 取締役会 | 第2回社債型 種類株式 | 126.24 | 3,156 | 2025年3月31日 | 2025年6月12日 |

(2) 基準日が2025年9月30日に終了した6カ月間に属する配当のうち、配当の効力発生日が2025年10月1日以降になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 1株当たり配当額 (円) | 配当金の総額 (百万円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年10月23日 取締役会 | 普通株式 | 4.30 | 205,270 | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |
| 2025年10月23日 取締役会 | 第1回社債型 種類株式 | 50.00 | 1,500 | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |
| 2025年10月23日 取締役会 | 第2回社債型 種類株式 | 128.00 | 3,200 | 2025年9月30日 | 2025年12月5日 |

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり配当額については、当該株式分割後の金額を記載しています。

(注2) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注3) 第2回社債型種類株式の配当年率は、2030年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は3.200%、2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その年率基準日における1年国債金利に2.960%、2050年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。

12. 売上高

売上高の内訳は、以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 | (単位：百万円) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|----------|
| コンシューマ | | | |
| サービス売上 | | | |
| モバイル | 780,086 | 794,770 | |
| ブロードバンド | 202,596 | 203,913 | |
| でんき | 124,662 | 104,244 | |
| 物販等売上 | 310,530 | 364,909 | |
| 小計 | 1,417,874 | 1,467,836 | |
| エンタープライズ | | | |
| モバイル(注3) | 148,803 | 159,592 | |
| 固定 | 81,314 | 80,683 | |
| ソリューション等(注3) | 200,746 | 224,162 | |
| 小計 | 430,863 | 464,437 | |
| ディストリビューション | 339,183 | 430,235 | |
| メディア・EC(注4、5、6) | | | |
| メディア | 343,373 | 343,565 | |
| コマース | 409,034 | 430,814 | |
| 戦略 | 24,047 | 31,627 | |
| その他 | 1,491 | 3,246 | |
| 小計 | 777,945 | 809,252 | |
| ファイナンス(注5) | 141,749 | 177,280 | |
| その他 | 44,465 | 51,795 | |
| 合計 | 3,152,079 | 3,400,835 | |

(注1) 売上高の内訳は、外部顧客への売上高を表示しています。

(注2) 売上高の内訳には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉(主にファイナンスに含まれるPayPayカード株の金融事業およびエンタープライズのリース取引)から生じる売上高が含まれております。2024年9月30日に終了した6カ月間は98,982百万円、2025年9月30日に終了した6カ月間は114,805百万円です。

(注3) エンタープライズのモバイルおよびソリューション等には、サービス売上および物販等売上が含まれています。2024年9月30日に終了した6カ月間のサービス売上は271,770百万円、物販等売上は77,778百万円、2025年9月30日に終了した6カ月間のサービス売上は285,179百万円、物販等売上は98,575百万円です。

(注4) 2024年12月31日に終了した3カ月間において、「メディア・EC」の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。これに伴い、2024年9月30日に終了した6カ月間ににおける「メディア」および「コマース」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

(注5) 2025年6月30日に終了した3カ月間において、2025年4月11日付のグループ内再編に伴い経営管理区分を見直し、PayPay銀行株についてでは、従来の「メディア・EC」から「ファイナンス」へ移管しました。これに伴い、2024年9月30日に終了した6カ月間ににおける「メディア・EC」および「ファイナンス」の売上高を遡及修正しています。

(注6) 2025年6月30日に終了した3カ月間において、「メディア・EC」の管理区分を見直し、一部のサービスについて管理区分間で移管しました。これに伴い、2024年9月30日に終了した6カ月間ににおける「メディア・EC」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

13. 1株当たり利益

基本的1株当たり純利益および希薄化後1株当たり純利益は、以下の通りです。

(1) 基本的1株当たり純利益

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 親会社の普通株主に帰属する純利益(百万円) | | |
| 親会社の所有者に帰属する純利益 | 323,857 | 348,755 |
| 親会社の普通株主に帰属しない金額(注2) | 1,500 | 4,700 |
| 基本的1株当たり純利益の算定に用いる純利益 | 322,357 | 344,055 |
| 発行済普通株式の加重平均株式数(千株)(注1) | 47,203,392 | 47,628,047 |
| 基本的1株当たり純利益(円) | 6.83 | 7.22 |

(2) 希薄化後1株当たり純利益

| | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2025年9月30日に 終了した6カ月間 |
|---|-------------------------|-------------------------|
| 希薄化後の普通株主に帰属する純利益(百万円) | | |
| 基本的1株当たり純利益の算定に用いる純利益 | 322,357 | 344,055 |
| 子会社および関連会社の潜在株式に係る利益調整額 | 2,133 | 2,500 |
| 合計 | 320,224 | 341,555 |
| 希薄化後1株当たり純利益の算定に用いる普通株式の 加重平均株式数(千株)(注1) | | |
| 発行済普通株式の加重平均株式数 | 47,203,392 | 47,628,047 |
| 新株予約権による普通株式増加数 | 418,398 | 289,395 |
| 合計 | 47,621,790 | 47,917,442 |
| 希薄化後1株当たり純利益(円) | 6.72 | 7.13 |

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」および「希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。

(注2) 社債型種類株式に係る種類株主への配当支払予定額です。

14. その他の営業収益およびその他の営業費用

その他の営業収益およびその他の営業費用の内訳は以下の通りです。

| | 2024年9月30日に 終了した6ヶ月間 | (単位:百万円) | |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| | | 2025年9月30日に 終了した6ヶ月間 | |
| その他の営業収益 | | | |
| 企業結合に伴う再測定による利益(注) | - | 58,879 | |
| 子会社の支配喪失に伴う利益 | 43,195 | - | |
| 合計 | 43,195 | 58,879 | |
| その他の営業費用 | | | |
| 減損損失 | 2,872 | - | |

(注) 2025年9月30日に終了した6ヶ月における「企業結合に伴う再測定による利益」には、LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.の子会社化に伴う段階取得に係る差益44,377百万円が含まれています。詳細は「注記5.企業結合(3)LINE MAN CORPORATION PTE. LTD.の子会社化」をご参照ください。

15. 要約中間連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

重要な非資金取引

重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引)は、以下の通りです。

リース取引

2024年9月30日に終了した6ヶ月間に行われたリース取引に伴う使用権資産の増加97,307百万円(リース開始日以前に支払ったリース料および当初直接コストを除く)は非資金取引に該当します。

2025年9月30日に終了した6ヶ月間に行われたリース取引に伴う使用権資産の増加102,544百万円(リース開始日以前に支払ったリース料および当初直接コストを除く)は非資金取引に該当します。

16. 関連当事者

2024年9月30日に終了した6カ月間

当社グループと関連当事者との取引は、以下の通りです。

| 会社等の名称または氏名 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | (単位：百万円) | |
|-------------|---------------|----------------------------------|-------------------------|------------|
| | | | 2024年9月30日に 終了した6カ月間 | 2024年9月30日 |
| 今井 康之 | 当社取締役 | 資金の貸付 <u>(注1)(注2)(注3)</u> | - | 860 |
| | | 貸付金利息の受取 | 5 | - |
| 宮川 潤一 | 当社取締役 | 資金の貸付 <u>(注1)(注2)(注3)(注4)</u> | - | 19,930 |
| | | 貸付金利息の受取 | 110 | - |
| 藤原 和彦 | 当社取締役 | 資金の貸付 <u>(注1)(注2)(注3)</u> | - | 640 |
| | | 貸付金利息の受取 | 3 | - |
| | | 預託金の返金 | 207 | - |
| | | 預託金利息の支払 | 0 | - |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。

(注2) 本取引については、借入人が保有する本貸付金により購入した当社の株式を担保に設定しています。

(注3) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。

また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。

(注4) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

当社グループと関連当事者との取引は、以下の通りです。

| 会社等の名称または氏名 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | (単位：百万円) | |
|-------------|-----------|---------------------------|---------------------|------------|
| | | | 2025年9月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年9月30日 |
| 今井 康之 | 当社取締役 | 資金の貸付 (注1)(注2)(注3) | - | 430 |
| | | 貸付金利息の受取 | 2 | - |
| 宮川 潤一 | 当社取締役 | 資金の貸付 (注1)(注2)(注3)(注4) | - | 19,930 |
| | | 貸付金利息の受取 | 110 | - |
| 藤原 和彦 | 当社取締役 | 貸付金の回収 (注1)(注2)(注3) | 320 | - |
| | | 貸付金利息の受取 | 1 | - |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%。返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。

(注2) 本取引については、借入人が保有する本貸付金により購入した当社の株式を担保に設定しています。

(注3) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。

また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。

(注4) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

17. 偶発事象

当社グループは、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積ることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社グループは、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

当初より開示していた次の訴訟については、2025年7月17日、最高裁判所から、当社および日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」)が行っていたそれぞれの上告および上告受理申立てを棄却および不受理とする決定がなされ、終結しました。なお、当該訴訟の経緯は以下のとおりです。

a. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および株野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めていました。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。

当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っていましたが、上記のとおり、2025年7月17日、最高裁判所からそれぞれの上告を棄却する決定および上告受理申立てを不受理とする決定を受け、2024年3月21日の控訴審判決が確定し、当該訴訟は終結しました。この結果、JPiTから当社への追加業務報酬65百万円および遅延損害金の支払いが最終的に確定し、JPiTによる当社およびNRIに対する損害賠償請求はすべて棄却されました。

18. 重要な後発事象

子会社への不正アクセスについて

2025年10月19日に、当社の子会社であるアスクル㈱にてランサムウェア感染によるシステム障害が発生していることを確認しました。現在、外部専門家や関係機関と連携の上、個人情報や顧客データ等の外部への流出を含めた影響範囲等の調査およびシステムの復旧に向けて作業を進めています。

本件による当社グループへの今後の業績に与える影響については現在精査中です。業績に大きな影響が見込まれる場合は速やかに開示します。

19. 要約中間連結財務諸表の承認

本要約中間連結財務諸表は、2025年11月10日に当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一および当社最高財務責任者 藤原 和彦によって承認されています。

2 【その他】

2025年5月20日開催の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次の通り期末配当を行うことを決議しました。

(1) 普通株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 204,539百万円 |
| 1株当たりの金額 | 4.30円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年6月12日 |

(2) 第1回社債型種類株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 1,500百万円 |
| 1株当たりの金額 | 50.00円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年6月12日 |

(3) 第2回社債型種類株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 3,156百万円 |
| 1株当たりの金額 | 126.24円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年6月12日 |

また、2025年10月23日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次の通り中間配当を行うことを決議しました。

(1) 普通株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 205,270百万円 |
| 1株当たりの金額 | 4.30円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年12月5日 |

(2) 第1回社債型種類株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 1,500百万円 |
| 1株当たりの金額 | 50.00円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年12月5日 |

(3) 第2回社債型種類株式

| | |
|---------------------|------------|
| 配当金の総額 | 3,200百万円 |
| 1株当たりの金額 | 128.00円 |
| 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 2025年12月5日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月10日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

| | |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 飯塚 智 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 下平貴史 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 後藤さおり |

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソフトバンク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ソフトバンク株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。